

鳥栖市高齢者福祉計画

[平成30年度～32年度]



計画最終案

鳥栖市

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の背景と趣旨 2
- 2. 計画の位置づけと役割 3
- 3. 計画の策定体制 5
- 4. 計画の期間 7

第2章 高齢者の現状と将来推計

- 1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計 10
- 2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計 15
- 3. 高齢者の実態と課題 17

第3章 計画の基本理念と基本目標

- 1. 計画の基本理念 28
- 2. 計画策定の視点 29
- 3. 計画の基本目標 30

第4章 施策の展開

- 基本目標1 ～ 保健・介護予防 ～ 地域参加と健康づくりの推進 . . . 37
 - 1. 介護予防日常生活総合支援事業 37
 - 2. 生きがい対策事業 45
- 基本目標2 ～ 福祉・生活支援・住まいと住まい方 ～
 - 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 51
 - 1. 包括的支援事業 51
 - 2. 在宅福祉サービス事業 53
 - 3. 権利擁護事業 59
 - 4. 見守りと支えあいネットワーク事業 61
 - 5. 敬老事業 64
- 基本目標3 ～ 介護・リハビリテーション・医療・看護 ～
 - 地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携 66
 - 1. 生活支援体制の推進 66
 - 2. 在宅医療・介護連携の推進 68
 - 3. 認知症施策の推進 69

第5章 計画の推進体制

- 1. 計画の推進体制及び各種関係機関との連携 73
- 資料編

第1章

計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国の総人口は、平成 22 年の 1 億 2,806 万人をピークに減少過程に入っており、平成 28 年には 1 億 2,693 万人にまで減少しています。

この間も、65 歳以上の高齢者人口については一貫して増加を続けており、平成 28 年には過去最高の 3,459 万人に達し、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）についても過去最高の 27.3%となるなど、高齢化が進んでいます。

一方、生産年齢人口（15～64 歳）については、平成 7 年に 8,726 万人のピークを迎えた後は減少を続け、平成 28 年には 7,656 万人まで減少しています。（総務省「人口推計」10 月 1 日現在による）

こうした高齢者の増加を背景に、介護保険制度のサービス利用者も増加し続けており、介護保険の給付費は急速に増大しています。

今後ますます高齢化が進むとともに、生産年齢人口は減少していくことが予測される中、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況にもなっています。

地域においては、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援・介護を必要とする高齢者が今後ますます増加するとともに、地域の高齢者・障害者・子どもに関する、様々な地域の課題が重層化・複雑化していくものと考えられます。

こうした状況の中、医療・介護（予防）・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する「地域包括ケアシステム」の構築を図るとともに、さらに広い視点からは、地域で暮らす全ての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指すことが求められています。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、平成 27～29 年度を計画期間とする『第 7 期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

『鳥栖市高齢者福祉計画』は、鳥栖地区広域市町村圏組合による『介護保険事業計画』と一体的に策定されるもので、両計画は 3 年毎の見直しが定められた法定計画であることから、今般の介護保険制度の改正や本市における高齢者の状況の変化等を踏まえつつ、計画の見直しをする必要があります。

本市に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、市民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、平成 30～32 年度を計画期間とする『第 8 期鳥栖市高齢者福祉計画』を策定します。

2. 計画の位置づけと役割

[法的位置づけ]

本計画は、老人福祉法（第 20 条の 8 第 1 項）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるものです。

老人福祉法 第 20 条の 8 第 1 項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。

鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「介護保険事業計画」は、介護保険法（第 117 条第 1 項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられるものです。

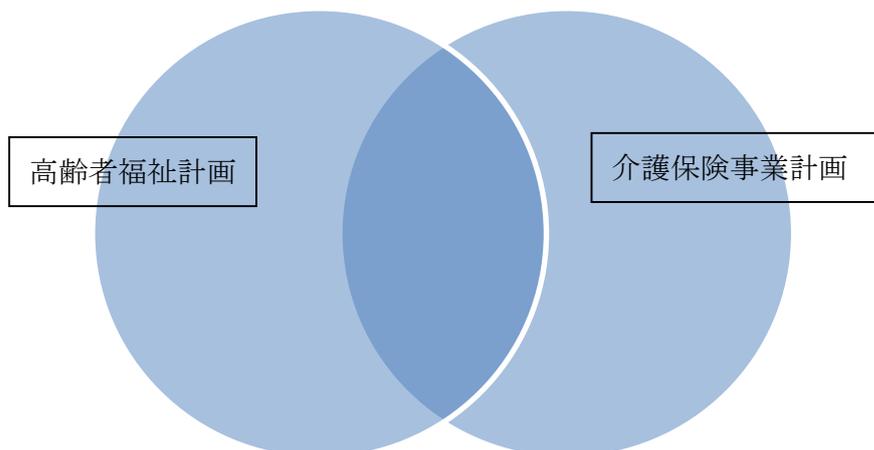
介護保険法 第 117 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

[計画の役割]

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本市の高齢者福祉に関する計画であり、主に介護保険給付対象サービス以外の、高齢者に係わるサービスの必要な見込量や整備計画等を示すものです。

また、「介護保険事業計画」は、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの見込量等について定め、介護保険の事業費の見込みを明らかにし、その推進方策を示す介護保険運営のもととなる事業計画です。



〔市の計画体系における位置づけ〕

本計画は、本市における最上位計画である「第6次鳥栖市総合計画」(平成23～32年度)の基本目標のひとつである“共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち”の実現に向けた高齢者福祉に関する個別計画として策定するものです。

また、本計画は、鳥栖地区広域市町村圏組合の策定する「第7期介護保険事業計画」(計画期間：平成30～32年度)との整合を図り、地域における高齢者福祉事業全般に関する計画として位置づけるほか、本市の他の福祉関連計画や保健・医療、住宅、生涯学習などの関連分野における市の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

【参考】「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成29年6月2日公布)のポイント概要

【目 的】

- 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

- 介護保険事業(支援)計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載 ⇒ 設定目標に対する高齢者福祉計画としての取組
- 地域包括支援センターの機能強化(市町村による評価の義務づけ等)
- 国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進を制度上明確化
 - ・認知症に関する知識の普及・啓発
 - ・認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援
 - ・その他認知症に関する施策の推進
 - ・認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める 等

②医療・介護の連携の推進等

- 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- 高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づける 等

2 介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

②介護納付金における総報酬割の導入

3. 計画の策定体制

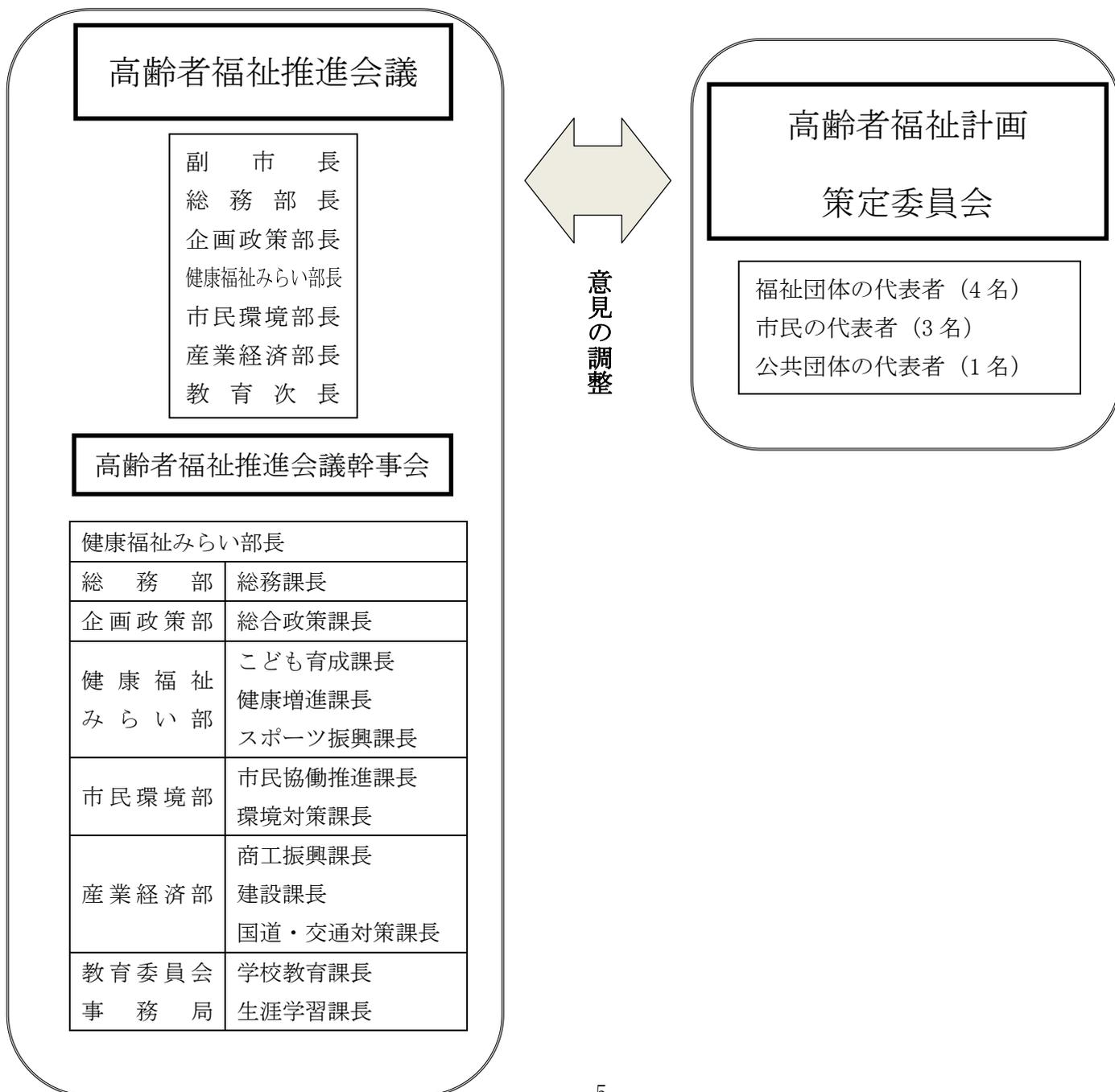
(1) 鳥栖市高齢者福祉推進会議

本計画の策定及び策定後の計画推進のため、副市長及び各部の部長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議」並びに関係各課の課長で構成する「鳥栖市高齢者福祉推進会議幹事会」を設置し協議を行い、策定委員会との調整を行います。

(2) 鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会

高齢者福祉施策については、幅広い関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた施策展開が求められています。

本計画は、福祉団体・公共団体・市民の代表者など幅広い分野の関係者を委員とする「鳥栖市高齢者福祉計画策定委員会」において協議を行い、計画を策定します。



(3) 高齢者要望等実態調査

[調査の目的]

本調査は、鳥栖市における高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、本計画並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が策定する「第7期介護保険事業計画」の基礎資料とすることを目的に実施しました。

[調査の種類と配布・回収状況]

調査は、佐賀県下統一の調査票により実施した本調査並びに鳥栖地区広域市町村圏組合が独自に実施した補助調査の2種類があります。

調査は、いずれも平成28年10月末～11月30日に実施しました。

各調査の配布・回収状況は次のとおりです。

【本調査（鳥栖市分）】

調査対象者の区分	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者	1,258	769	61.1%
二次予防事業対象者	373	262	70.2%
要支援認定者	730	577	79.0%
要介護認定者	1,183	1,060	89.6%
施設入所者	196	180	91.8%
計	3,740	2,848	76.1%

【補助調査（鳥栖地区広域全体）】

調査対象者の区分	配布数	有効回収数	有効回収率
要支援・要介護認定者の介護者	3,391	2,411	71.1%

(4) パブリック・コメントの実施

パブリック・コメント制度とは、市民の皆様の声を市政に生かすため、市の重要な政策などを決定する場合、あらかじめ「案」の段階から公表して市民の皆様のご意見をいただき、その意見等を十分に考慮した上で、最終的な意思決定を行う制度です。

これは、多くの方の意見を伺うことで、市が意思決定を行うにあたって、公正性を確保するとともに、説明責任の徹底を図るものです。

4. 計画の期間

介護保険事業計画が3年ごとに見直しを行うことと合わせ、高齢者福祉計画についても3年ごとに見直しを行うこととなっています。

したがって、今回策定する「第8期鳥栖市高齢者福祉計画」は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3か年を計画期間とします。

ただし、計画策定にあたっては、団塊の世代が75歳に達する平成37(2025)年度を見据えた長期的視点から、これを行うこととしています。

平成									
24年度 (2012年)	25年度 (2013年)	26年度 (2014年)	27年度 (2015年)	28年度 (2016年)	29年度 (2017年)	30年度 (2018年)	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	37年度 (2025年)
第6期高齢者福祉計画 (計画見直し)									
第5期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)									
			第7期高齢者福祉計画 (計画見直し)						
			第6期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)						
						平成37(2025)年度を見据えた 長期的視点からの計画			
						第8期高齢者福祉計画 (計画見直し)			
						第7期介護保険事業計画 介護保険料(3か年間) (計画見直し)			

次期計画については、平成32(2020)年度中に見直しを行い、平成33(2021)年度から平成35(2023)年度を計画期間とする計画として策定を行うこととなります。

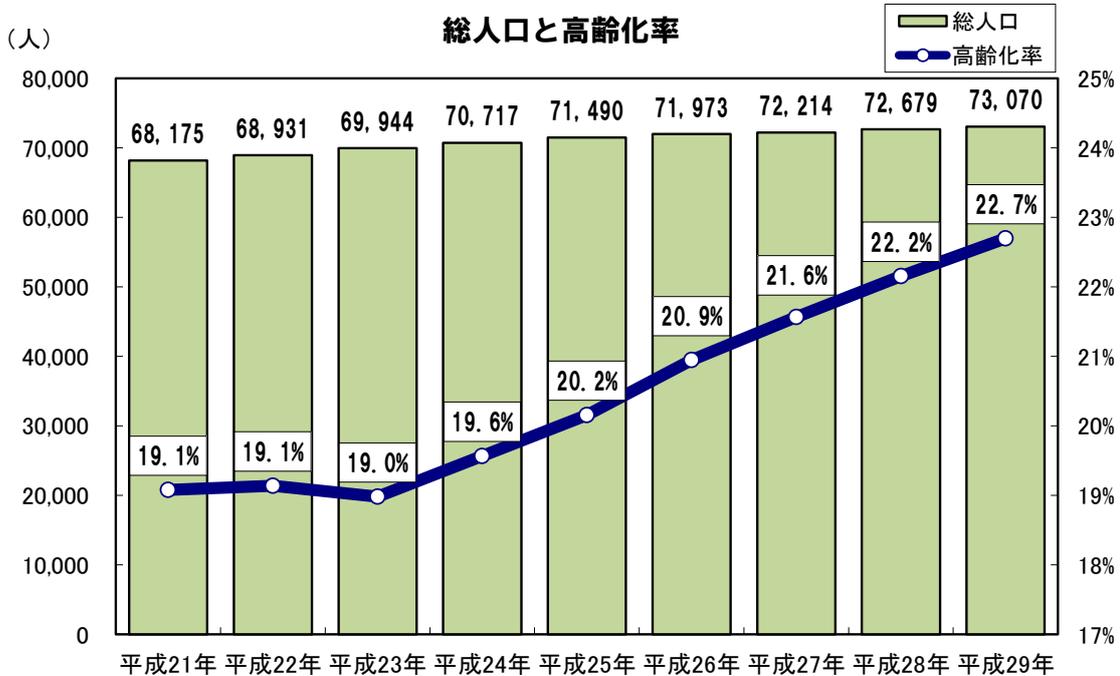
第2章

高齢者の現状と将来推計

1. 総人口・高齢者人口の現状と将来推計

(1) 総人口・高齢者人口の現状

本市の総人口は依然として増加傾向で推移しており、平成29年には73,070人となっています。

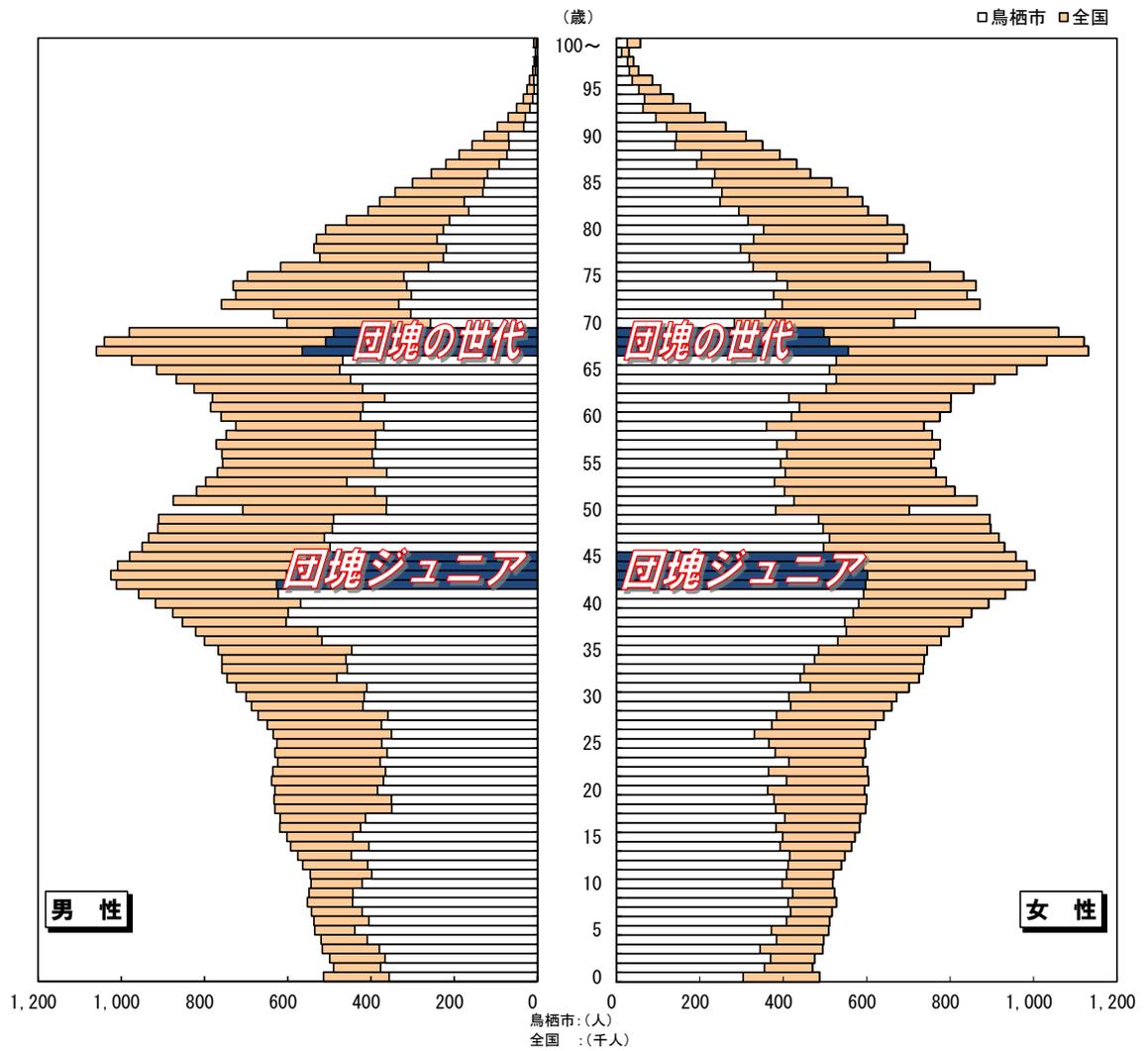


	住民基本台帳 (各年10月1日時点)								
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	68,175	68,931	69,944	70,717	71,490	71,973	72,214	72,679	73,070
0～14歳	11,446	11,638	11,900	11,952	12,090	12,126	12,099	11,937	11,856
15～39歳	22,327	22,329	22,365	22,341	22,203	21,834	21,467	21,315	21,127
40～64歳	21,397	21,773	22,405	22,588	22,788	22,939	23,075	23,325	23,503
65歳以上	13,005	13,191	13,274	13,836	14,409	15,074	15,573	16,102	16,584
65～74歳	6,852	6,817	6,648	6,980	7,392	7,899	8,229	8,446	8,628
75歳以上	6,153	6,374	6,626	6,856	7,017	7,175	7,344	7,656	7,956
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	16.8%	16.9%	17.0%	16.9%	16.9%	16.8%	16.8%	16.4%	16.2%
15～39歳	32.7%	32.4%	32.0%	31.6%	31.1%	30.3%	29.7%	29.3%	28.9%
40～64歳	31.4%	31.6%	32.0%	31.9%	31.9%	31.9%	32.0%	32.1%	32.2%
65歳以上	19.1%	19.1%	19.0%	19.6%	20.2%	20.9%	21.6%	22.2%	22.7%
65～74歳	10.1%	9.9%	9.5%	9.9%	10.3%	11.0%	11.4%	11.6%	11.8%
75歳以上	9.0%	9.2%	9.5%	9.7%	9.8%	10.0%	10.2%	10.5%	10.9%

※住民基本台帳 (各年10月1日現在)

団塊の世代が65歳に到達し始めた平成23年以降、高齢化率は年々増加しており、平成25年には20%の大台を超え、平成29年には22.7%となっています。

鳥栖市の人口構造（平成28年10月1日現在）



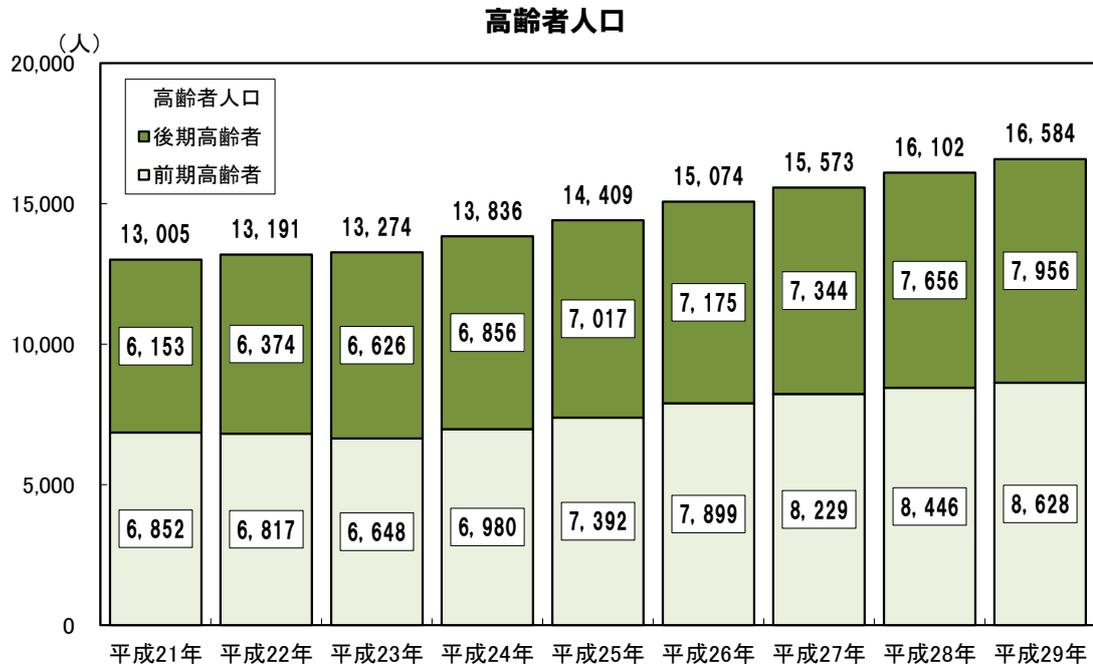
※鳥栖市人口：住民基本台帳（平成28年10月1日現在）

全国値：人口推計（平成28年10月1日現在）

高齢者人口については、一貫して増加を続けており、平成 29 年には 16,584 人となっています。

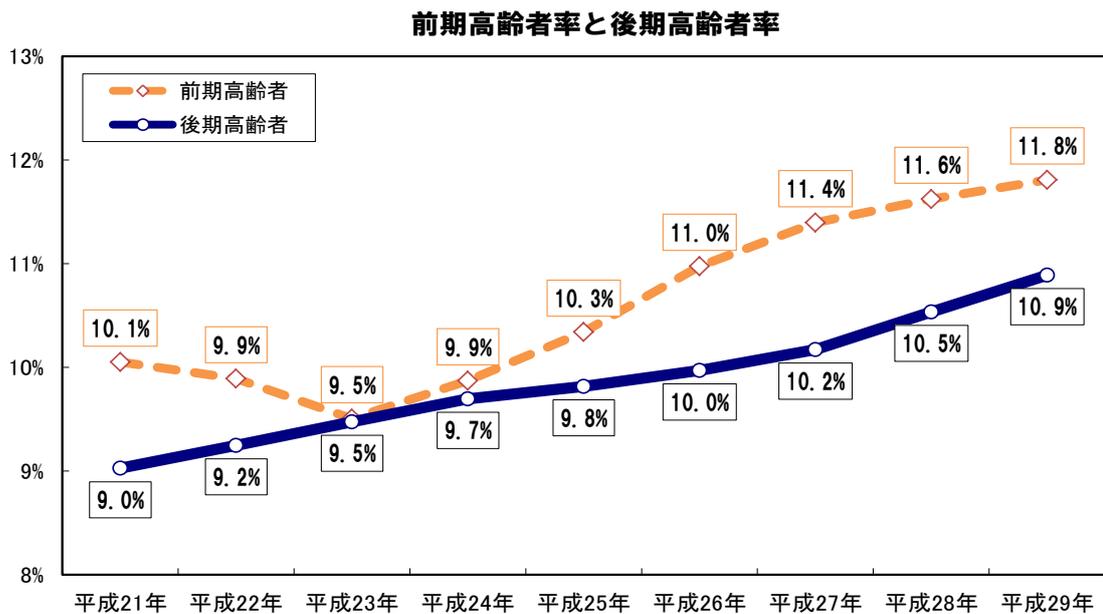
前期高齢者（65～74 歳）については、平成 23 年以降増加傾向に転じており、平成 29 年までの 6 年間で 6,648 人から 8,628 人へと約 2,000 人増加しています。

また、後期高齢者（75 歳以上）については一貫して増加しており、同期間に 6,626 人から 7,956 人へと約 1,300 人増加しています。



※住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

前期高齢者、後期高齢者が総人口に占める割合としてみると、前期高齢者率は平成 23 年以降、急増しているのに対し、後期高齢者率は緩やかに増加していることがわかります。



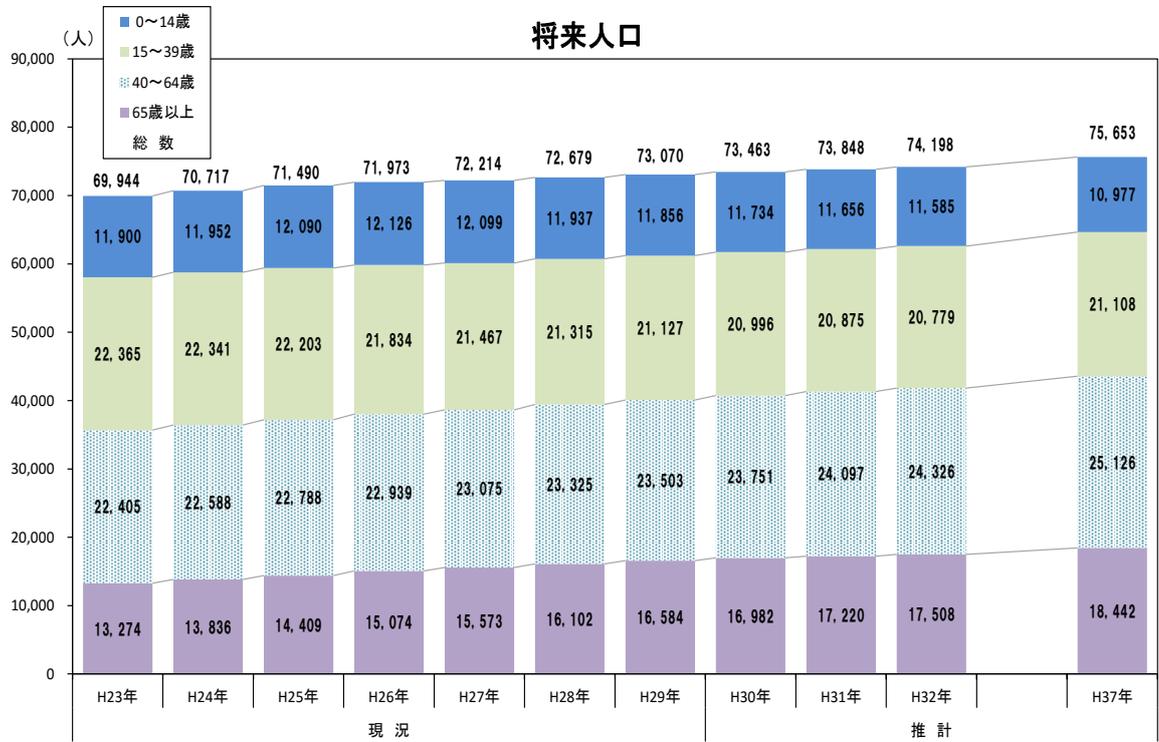
※前期高齢者率・後期高齢者率は、それぞれが総人口に占める割合

※住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(2) 総人口・高齢者人口の将来推計

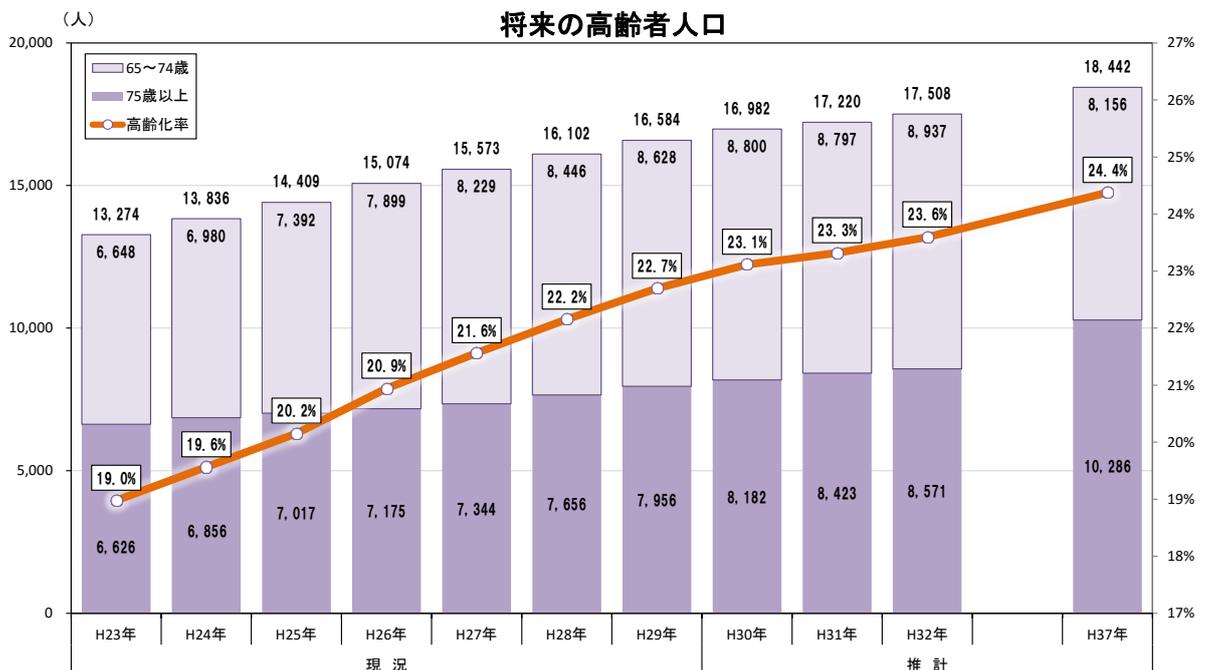
※将来人口は、性別・1歳別のコーホート変化率法による推計です。

本市の総人口については、今後も緩やかな増加傾向で推移し、平成32年には74,198人に、また、平成37年には75,653人にまで増加するものと見込まれます。



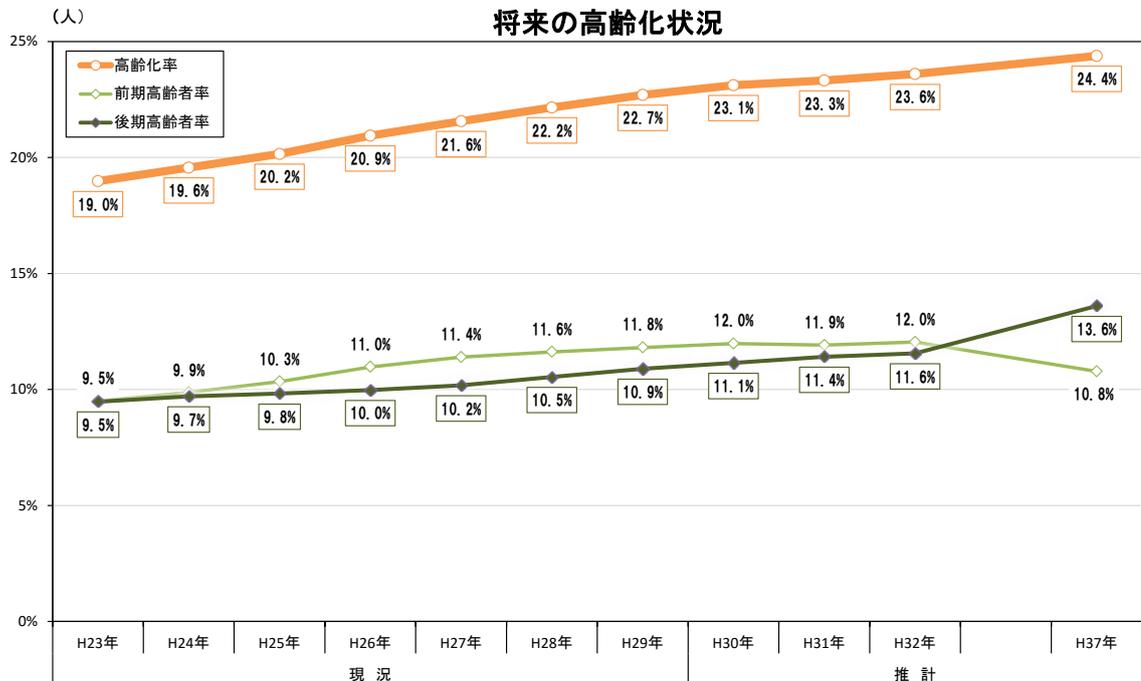
※住民基本台帳（各年10月1日現在） H30年以降は推計値

将来の高齢者人口についても、増加傾向で推移し、平成32年には17,508人に、また、平成37年には18,442人にまで増加するものと見込まれます。この間、後期高齢者は一貫して増加しますが、前期高齢者については平成32年の8,937人から平成37年には8,156人に減少するものと見込まれます。



高齢化率については、増加傾向で推移し、平成 32 年に 23.6%、また、平成 37 年には 24.4%まで増加するものと見込まれます。

この間、後期高齢者率（総人口に占める後期高齢者の割合）は一貫して増加を続け、平成 37 年には 13.6%にまで達しますが、前期高齢者率（総人口に占める前期高齢者の割合）については今後、平成 32 年まで 12.0%前後でほぼ横ばいに推移した後、平成 37 年には 10.8%に減少し、前期高齢者率と後期高齢者率が逆転することになります。



※住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在） H30 年以降は推計値

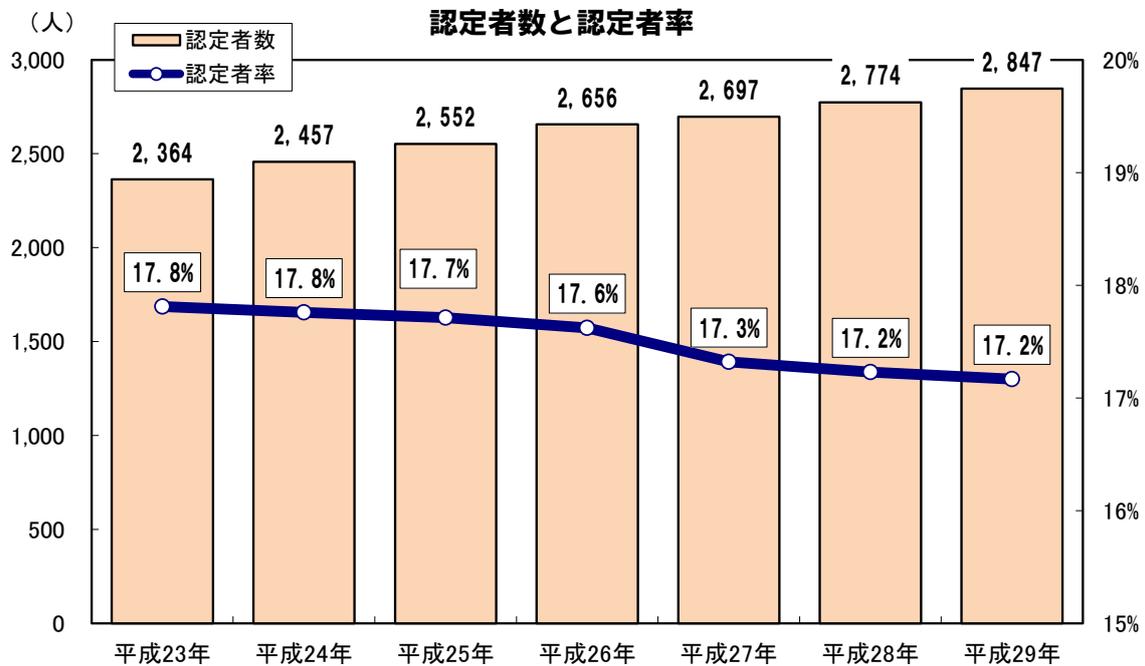
2. 要支援・要介護認定者数の現状と将来推計

(1) 要支援・要介護認定者数の現状

認定者数は、高齢者人口の増加を背景に増加傾向で推移しており、平成29年には2,847人となっています。

高齢者人口に占める割合（認定者率）としてみると、平成23年の17.8%をピークに緩やかに減少し、平成29年には17.2%となっています。

一般に、後期高齢者の認定者出現率は、前期高齢者の認定者出現率を大きく上回るため、後期高齢者の増加は認定者数の増加に大きく影響します。本市における平成23年以降の認定者率の減少は、同期間における前期高齢者率の伸びが後期高齢者率の伸びを上回っていることに起因するものです。

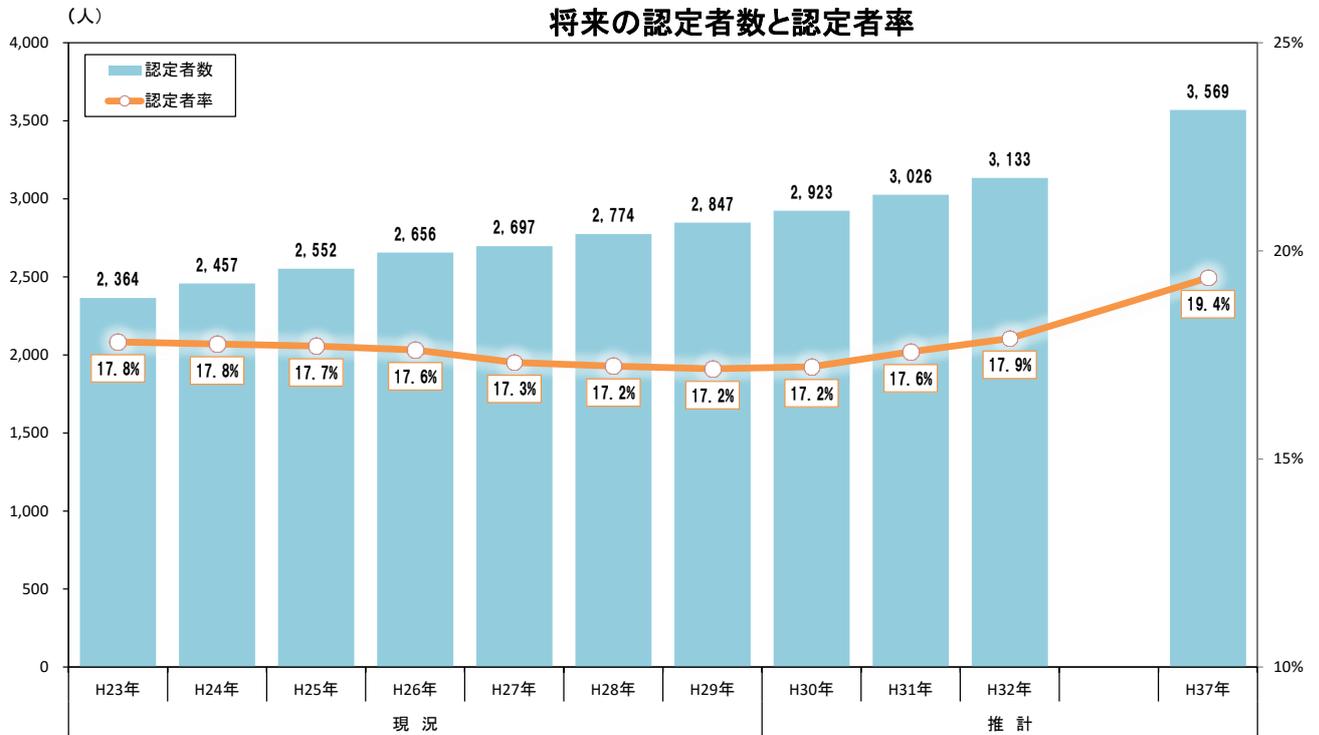


	介護保険事業状況報告（各年9月末）						
	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
認定者数	2,364	2,457	2,552	2,656	2,697	2,774	2,847
要支援 1	367	350	356	386	392	393	367
要支援 2	343	376	385	381	377	422	435
要介護 1	574	601	675	701	741	760	809
要介護 2	365	370	372	393	425	411	415
要介護 3	329	321	325	326	304	336	363
要介護 4	235	249	233	258	248	258	278
要介護 5	151	190	206	211	210	194	180
認定者率	17.81%	17.76%	17.71%	17.62%	17.32%	17.23%	17.17%

(2) 要支援・要介護認定者数の将来推計

認定者数は、高齢者人口の増加に伴い、今後も一貫して増加を続け、平成 32 年には 3,133 人に、また、平成 37 年には 3,569 人にまで増加するものと見込まれます。

認定者率については、後期高齢者率の増加に伴い緩やかに増加し、平成 32 年で 17.9% と見込まれますが、前期高齢者率と後期高齢者率が逆転する平成 37 年には 19.4% にまで増加するものと見込まれます。



※介護保険事業状況報告（各年 9 月末） H30 年以降は推計値

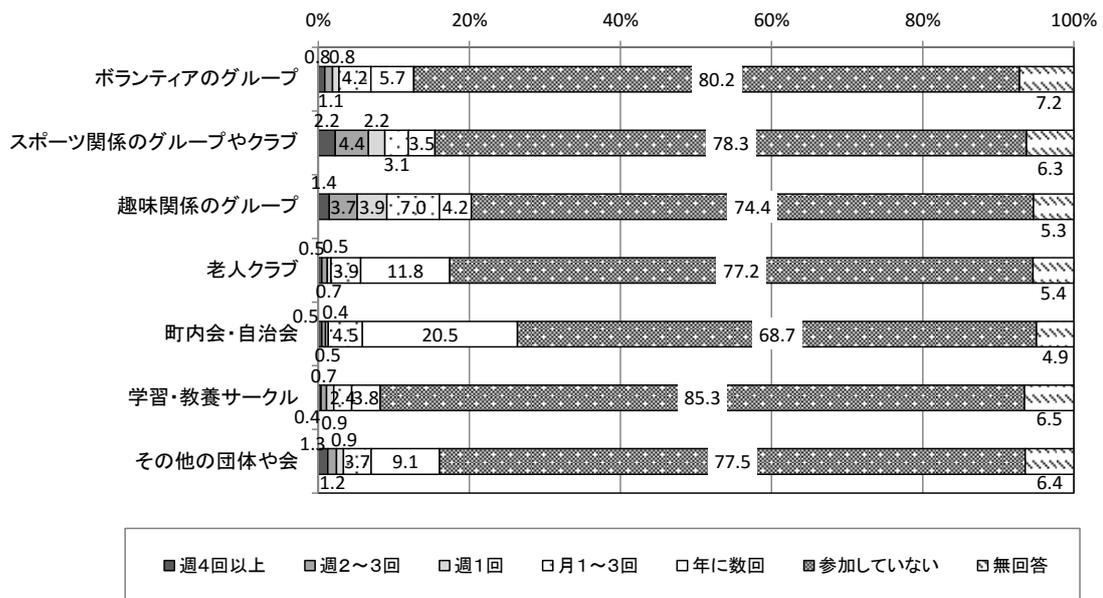
3. 高齢者の実態と課題

(1) 高齢者要望等実態調査結果より

① 社会参加について

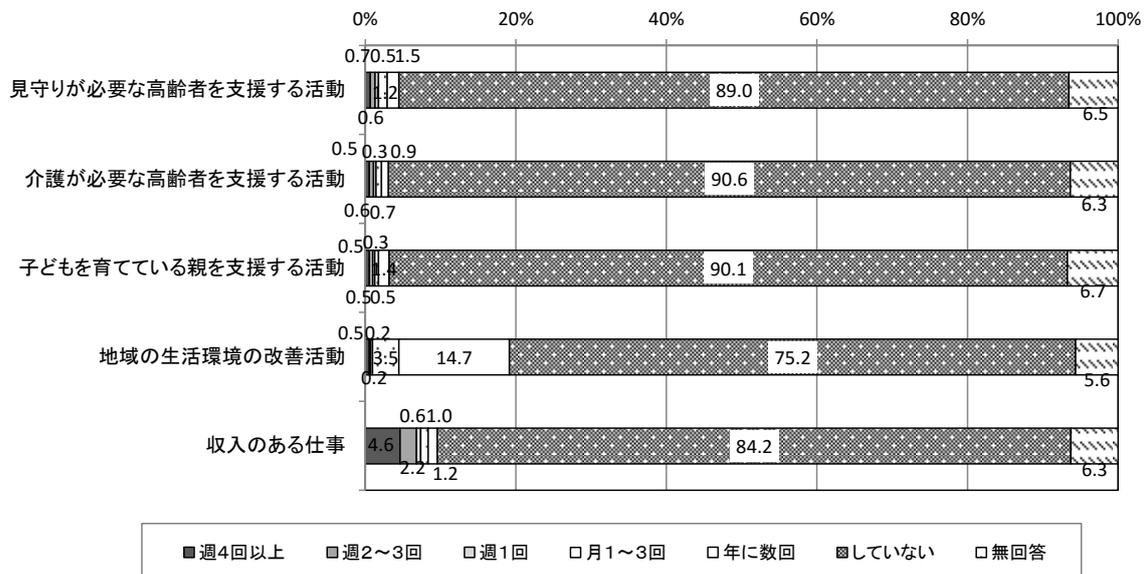
[会・グループ等への参加頻度]

「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』で比較すると、“趣味関係のグループ”が最も多く9.1%、次いで“スポーツ関係のグループやクラブ”が8.8%、“その他の団体や会”が3.3%となっています。



[社会活動や仕事への参加頻度]

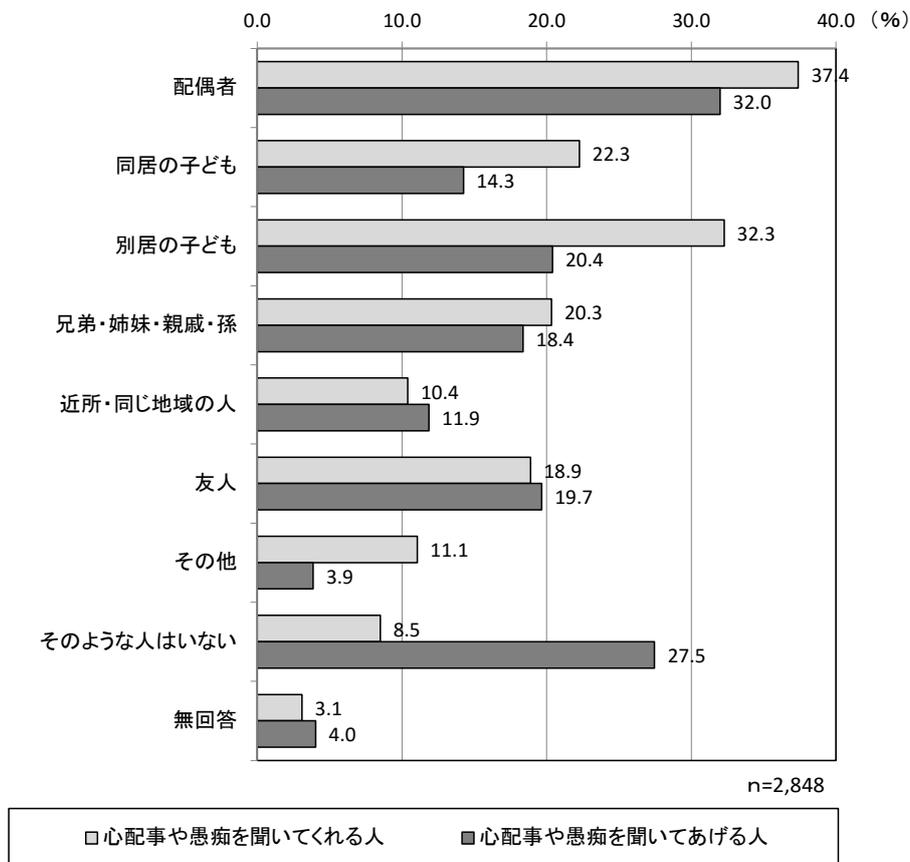
「週4回以上」「週2～3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』で比較すると、“収入のある仕事”が最も多く7.4%、次いで“見守りが必要な高齢者を支援する活動”が1.8%、“介護が必要な高齢者を支援する活動”1.4%となっています。



社会参加については、総じてその頻度が高くはなく、今後は一層の社会参加の促進を図っていくことが求められます。

[心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人]

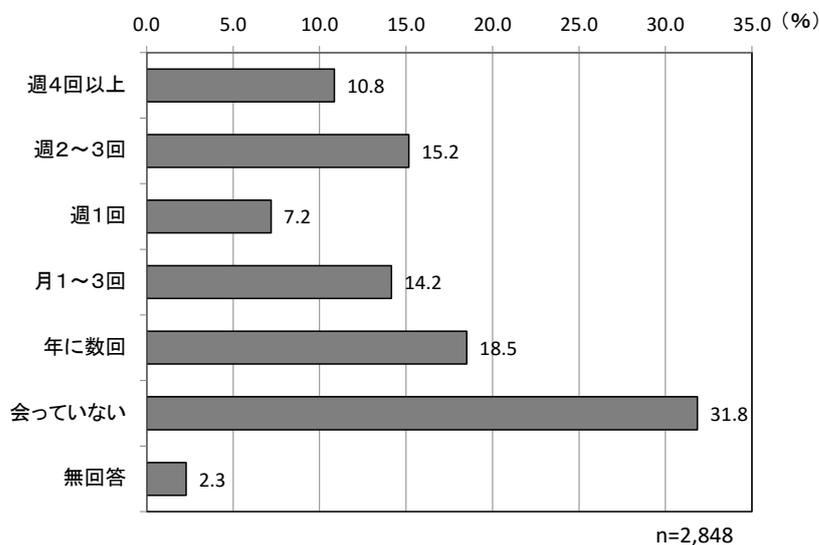
心配事や愚痴を聞いてくれる人、心配事や愚痴を聞いてあげる人は、どちらも「配偶者」が最も高く、いずれも3割以上となっています。



[友人・知人に会う頻度]

「会っていない」が最も多く31.8%、次いで「年に数回」が18.5%、「週に2~3回」が15.2%となっています。

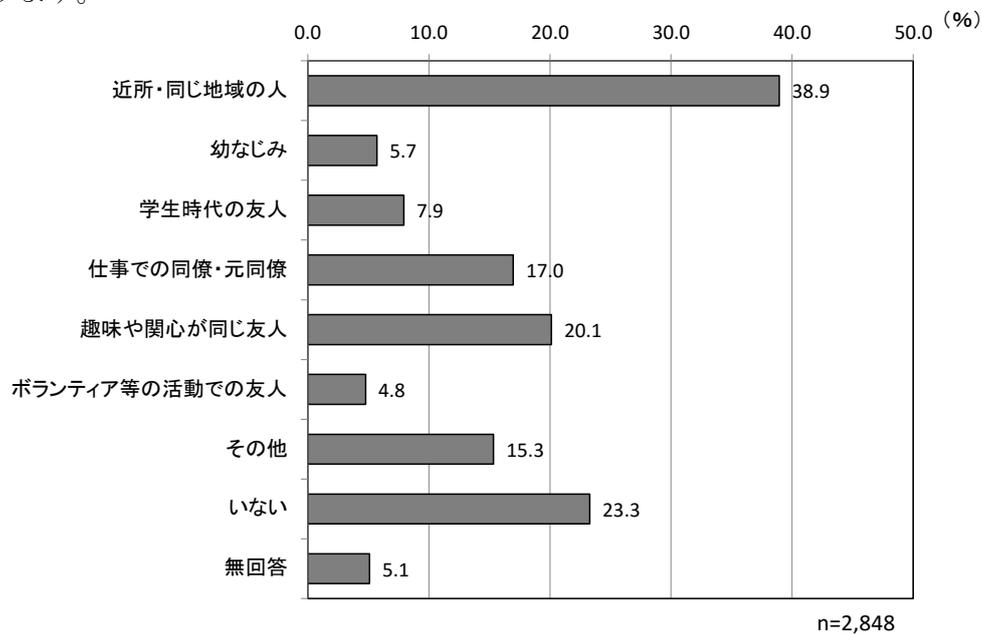
「週4回以上」「週2~3回」「週1回」を合わせた『週1回以上』と答えた人は33.2%となっています。



[よく会う友人・知人との関係]

「近所・同じ地域の人」が最も多く38.9%、次いで「いない」が23.3%、「趣味や関心が同じ友人」が20.1%となっています。

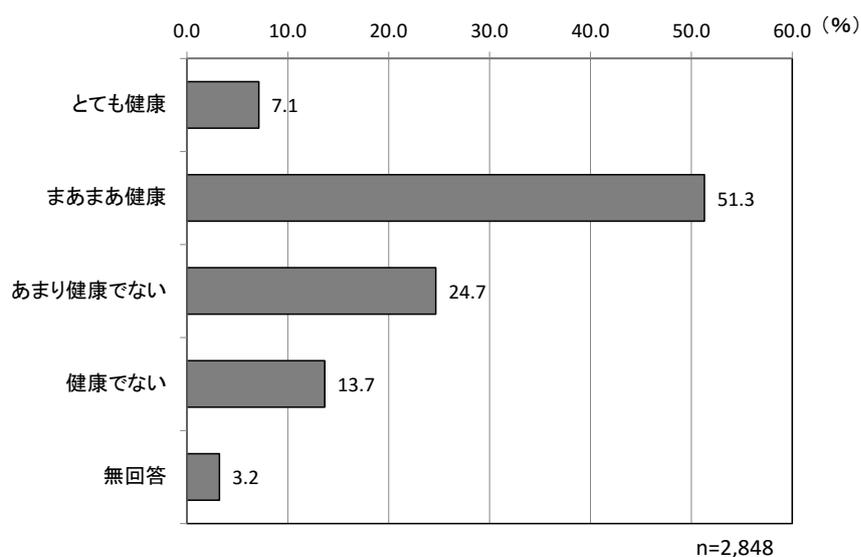
地縁による交流が多いことを活かし、地域によるネットワークの構築を進める必要があります。



②健康について

[主観的健康感]

「とても健康」と「まあまあ健康」を合わせた『健康』と答えた人が58.4%、「あまり健康でない」と「健康でない」を合わせた『健康でない』と答えた人が38.4%となっています。

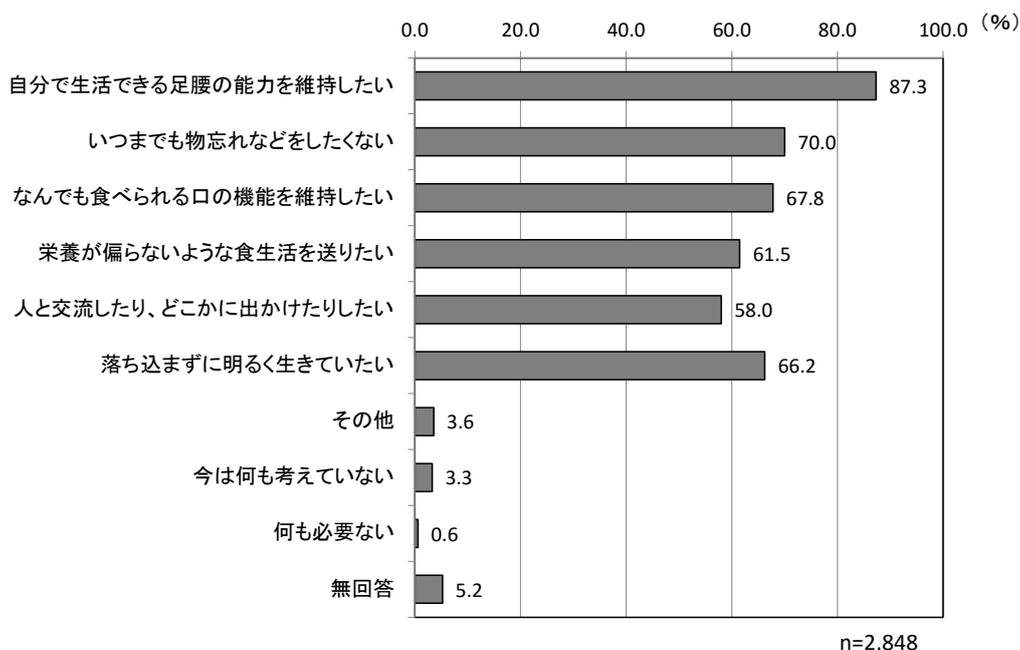


③介護予防について

[生きがいがある生活を送るために必要な気持ち]

「自分で生活できる足腰の能力を維持したい」が最も多く 87.3%、次いで「いつまでも物忘れなどをしたくない」が 70.0%、「なんでも食べられる口の機能を維持したい」が 67.8%となっています。

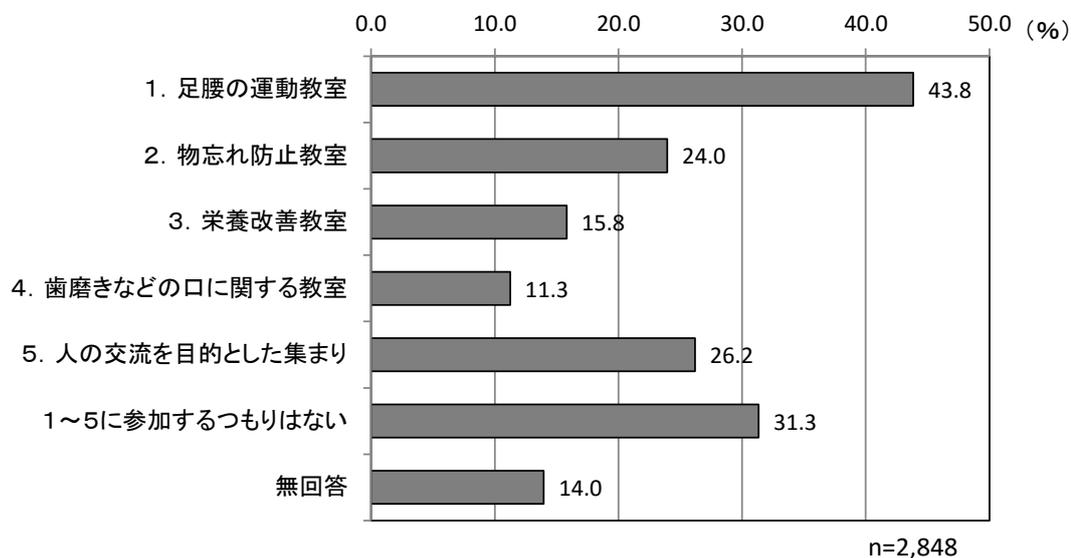
生きがいある生活を送るためにも、健康であることが重要であると広く認識されており、そうした観点からも健康づくりや介護予防を促進していく必要があります。



[生きがいがある生活を送るために参加したい活動]

「足腰の運動教室」が最も多く 43.8%、次いで「1～5に参加するつもりはない」が 31.3%、「人の交流を目的とした集まり」が 26.2%となっています。

健康づくりや介護予防の活動に対するこうしたニーズ（欲求）を現実の行動に結びつける仕組み・工夫が重要になってきそうです。

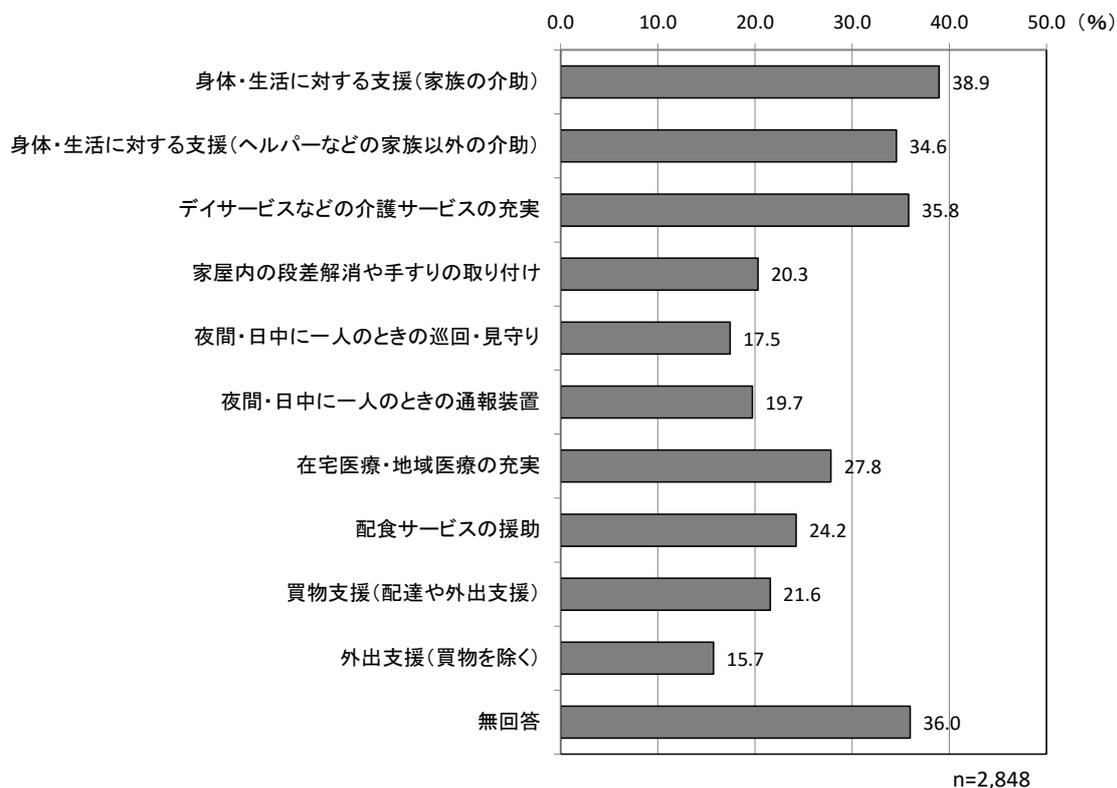


④ 普段の生活について

【将来の生活を安心して営む場合に必要な支援】

「身体・生活に対する支援（家族の介助）」が最も多く 38.9%、次いで「デイサービスなどの介護サービスの充実」が 35.8%、「身体・生活に対する支援（ヘルパーなどの家族以外の介助）」が 34.6%となっています。

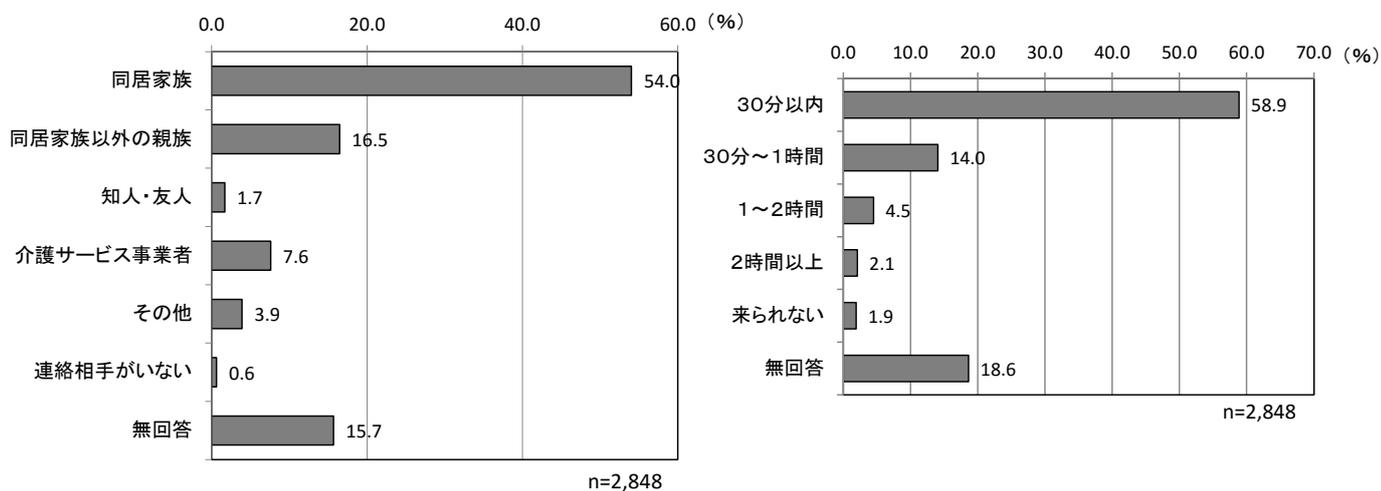
こうした多様なニーズに対応したサービスの担い手についても育成・確保していく必要があります。



【怪我などをしたとき、一番に連絡を取る相手】

「同居家族」が最も多く 54.0%、次いで「同居家族以外の親族」が 16.5%、「介護サービス事業者」が 7.6%となっています。

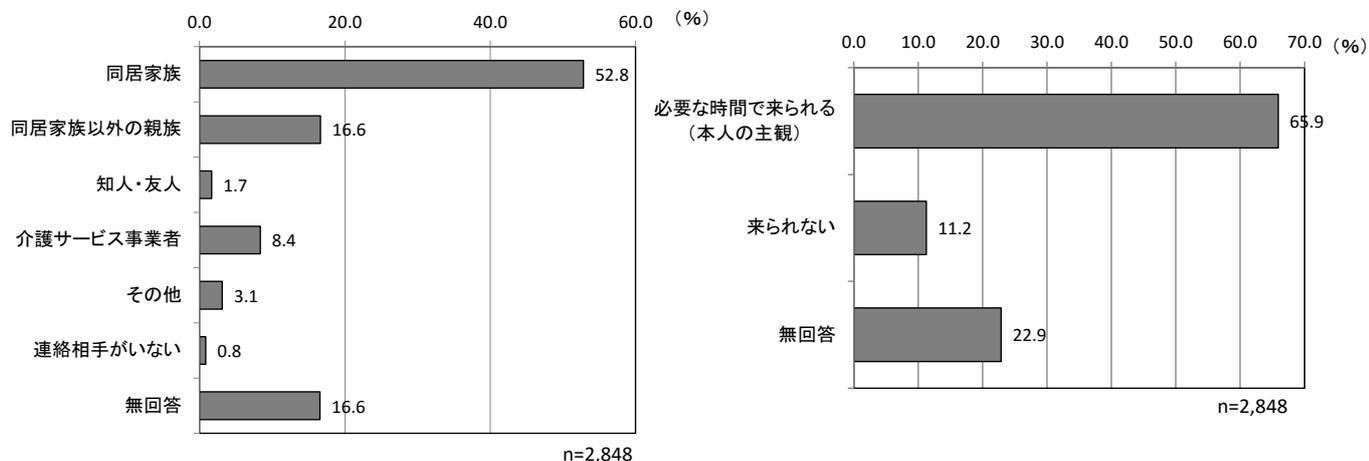
なお、連絡した人が来るためにかかる所要時間は、「30分以内」が最も多く 58.9%、次いで「30分～1時間」が 14.0%、「1～2時間」が 4.5%となっています。



[日常の援助が欲しいとき、一番に連絡を取る相手]

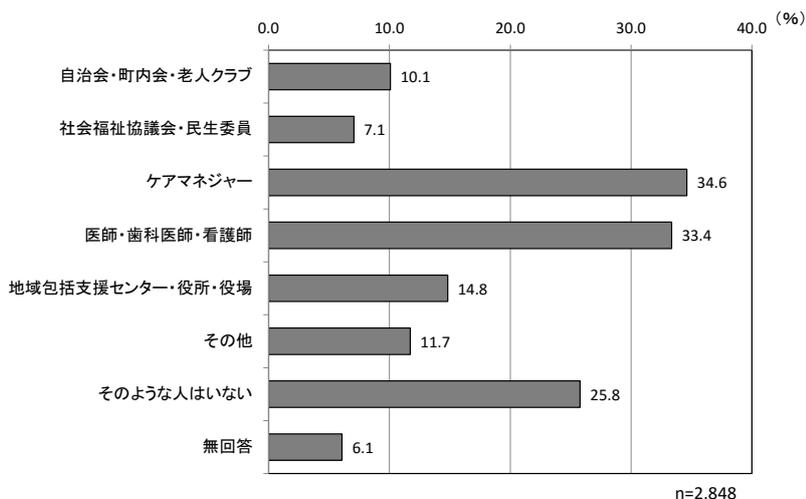
「同居家族」が最も多く 52.8%、次いで「同居家族以外の親族」が 16.6%、「介護サービス事業者」が 8.4%となっています。

なお、連絡した人が必要な時間で来られるかについては、「必要な時間で来られる（本人の主観）」が 65.9%、「来られない」が 11.2%となっています。



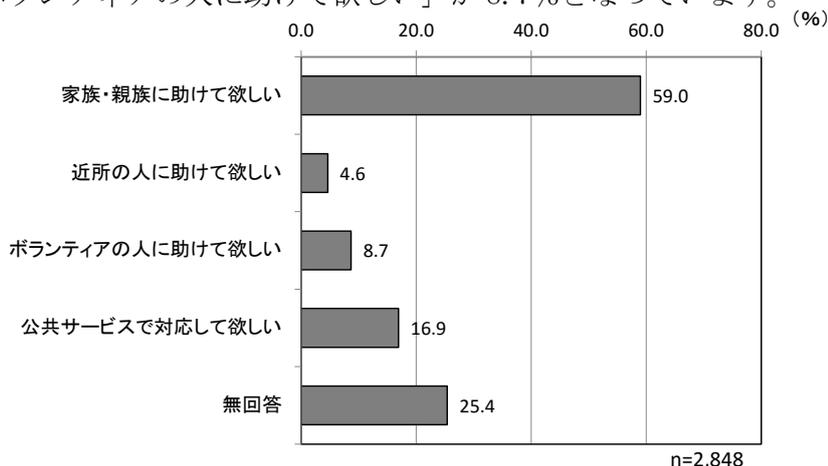
[家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手]

「ケアマネジャー」が最も多く 34.6%、次いで「医師・歯科医師・看護師」が 33.4%、「そのような人はいない」が 25.8%となっています。



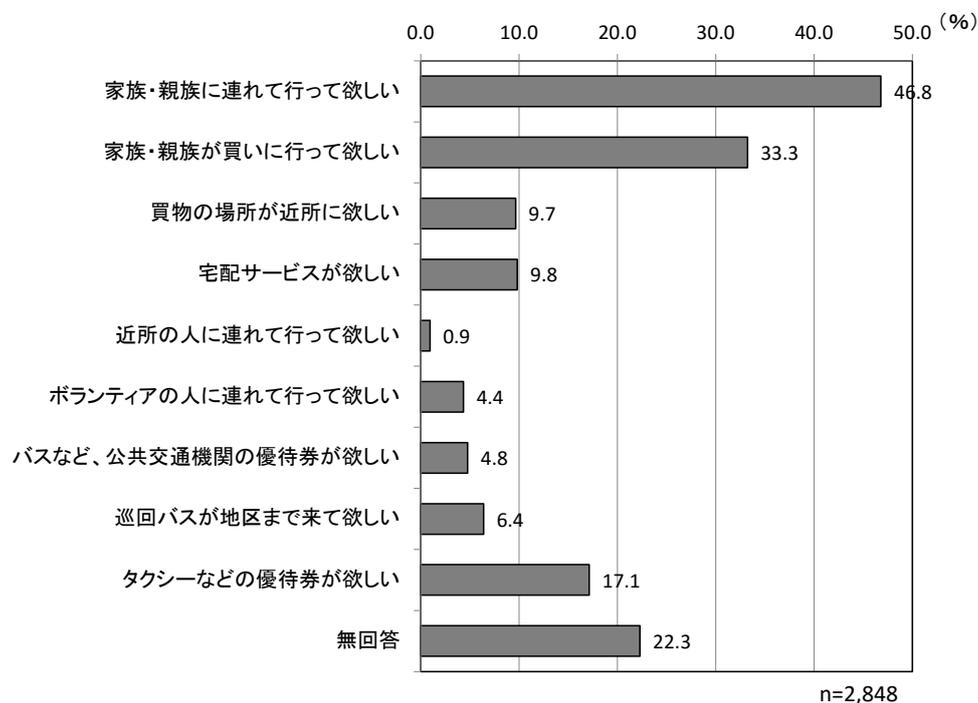
[電球の取換えや草むしりして欲しいとき必要な援助]

「家族・親族に助けて欲しい」が最も多く 59.0%、次いで「公共サービスで対応して欲しい」が 16.9%、「ボランティアの人に助けて欲しい」が 8.7%となっています。



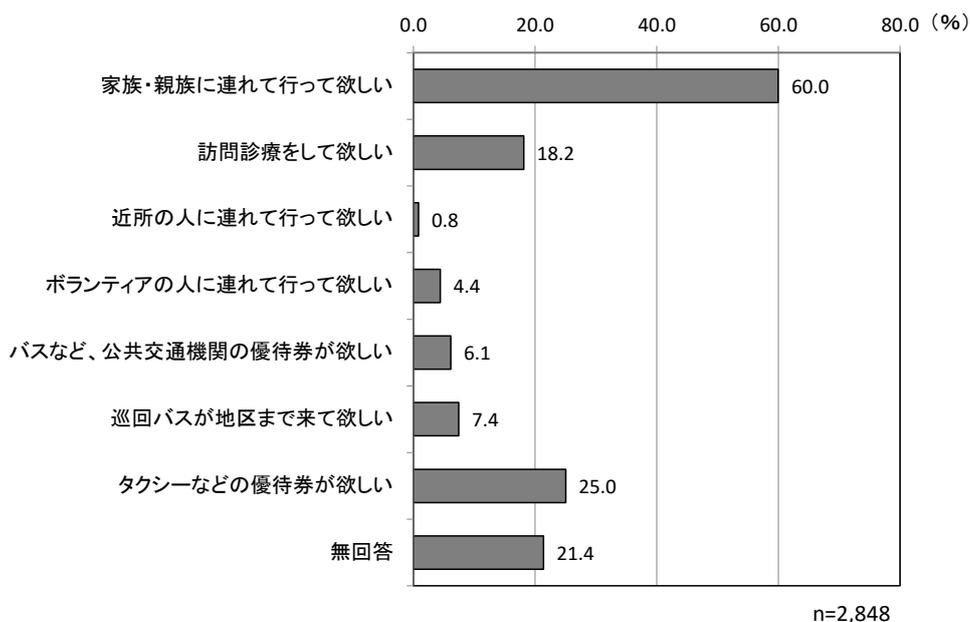
[日用品の買物をしたいとき必要な援助]

「家族・親族に連れて行って欲しい」が最も多く46.8%、次いで「家族・親族が買いに行つて欲しい」が33.3%、「タクシーなどの優待券が欲しい」が17.1%となっています。



[通院したいとき必要な援助]

「家族・親族に連れて行って欲しい」が最も多く60.0%、次いで「タクシーなどの優待券が欲しい」が25.0%、「訪問診療をして欲しい」が18.2%となっています。



(2) 第7期計画（平成27年度～平成29年度）の評価・課題

基本目標1 地域参加と健康づくりの推進

- 年齢を重ねても、活動的で生きがいのある生活を送るための健康づくりを支援するため介護予防事業として、「いきいき健康教室」や「元気づくり教室」等に取り組んできました。しかし、参加者数が目標を下回る施策もあり、参加者の増加に向け、内容の見直しや周知活動の強化が必要とされます。
- 地域参加を促すための取組については、参加者数が目標を下回る施策が多く、内容の見直しが必要とされます。

基本目標2 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

- 住み慣れた地域で安心・安全に自立した生活を継続できるよう、生活支援や権利擁護等に関する各種サービスの展開による、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。
- 認知症の理解促進や消費者被害の防止に向けた啓発講座の推進については、見込みを下回る結果となり、今後更なる取組の強化が必要とされます。

基本目標3 適切な介護保険事業の推進

- 平成29年4月からスタートした、介護予防・日常生活支援総合事業については、短期集中的な機能訓練サービス、ボランティアによるサービスなど、多様な展開を行っています。今後は、地域のニーズを踏まえ、新たなサービスの導入や内容の充実に向けた検討が必要です。
- 在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進などの事業については平成30年度からスタートすることとしており、実施体制の構築に向け、鳥栖地区広域市町村圏組合等との協議を行っています。実施体制がより効果的、効率的なものとなるよう、論議を深めて行く必要があります。

※ 各施策の実績については、「第4章施策の展開」に掲載しております。

(3) 地域が抱える課題（地域ケア会議より）

市内の4か所の地域包括支援センターが行った地域ケア会議及び市主催の自立支援ケア会議（地域ケア会議）において検討された地域課題について、次の4項目にまとめました。

地域課題① 買い物が困難な方や、交通手段の不便な地域の住民が気軽に利用することが出来る移動手段の確保が必要

～現状・問題点～

- ・ 買い物に行くことが出来ない高齢者がいる
- ・ 公共交通機関が少ない
- ・ バス等の乗り降りが困難な高齢者がいる
- ・ 高齢者の運転割合が高い

等

地域課題② 身近な通いの場が必要

～現状・問題点～

- ・ 気軽に集まることが出来る高齢者の集いの場がない
- ・ 近隣住民との関わりが少なく孤立している高齢転入者がいる

等

地域課題③ 認知症高齢者の実態把握や地域住民への啓発の強化等、総合的な認知症高齢者支援が必要

～現状・問題点～

- ・ 認知症高齢者への支援の介入が不十分である
- ・ 認知症の方が集える場が不足している
- ・ 認知症に対する地域住民の理解が不足している

等

地域課題④ 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための、自立した在宅生活を支える仕組みづくりが必要

～現状・問題点～

- ・ 在宅で栄養指導を受けることが出来るサービスがない
- ・ 通所介護事業所が在宅生活を継続するためリハビリ支援を行う際、在宅環境のアセスメントに関するノウハウが一般化出来ていない
- ・ ゴミ出しに支障がある高齢者がいる

等

(4) 高齢者を取り巻く中長期的な課題

人口推計、高齢者要望等実態調査、第7期計画の評価・課題及び地域ケア会議から把握した課題について、次のとおり整理しました。

課題1 通いの場などの身近な場所での介護予防と担い手の育成

- 今後、後期高齢者人口の増加が見込まれるため、効果的な介護予防の取組が必要。(人口推計、第7期計画の評価・課題)
- 生きがいある生活を送るためにも、健康であることが重要であると認識されていることから、健康づくりや介護予防の促進が必要。(高齢者要望等実態調査)
- 「足腰の運動教室」のニーズが高く、身近な通いの場など、ニーズを現実の行動に結びつける仕組み、工夫が重要。(高齢者要望等実態調査、地域ケア会議)
- 高齢者の多様なニーズに対応したサービスの担い手の育成・確保が必要。(高齢者要望等実態調査)

課題2 高齢者の社会参加の促進

- 今後、高齢者人口の増加が見込まれるため、高齢者の社会参加の場の創出が必要。(人口推計)
- 社会参加の頻度は高くはなく、今後一層の社会参加の促進を図っていくことが求められる。(高齢者要望等実態調査、第7期計画の評価・課題)

課題3 高齢者のニーズに対応した生活支援の仕組みの構築

- 今後、後期高齢者人口の増加が見込まれるため、多様なニーズに対応した高齢者を支える仕組みの構築が必要。(人口推計)
- 買物が困難な方や、交通手段の不便な地域の住民が気軽に利用することができる移動手段の確保が必要。(地域ケア会議)
- 高齢者が住み慣れた地域で生活し続けるための、自立した在宅生活を支える仕組みづくりが必要。(地域ケア会議)

課題4 認知症高齢者支援の推進

- 高齢者人口の増加に伴い、今後はますます認知症高齢者の数も増加するとともに、認知症高齢者を取り巻く様々な問題・課題もより顕在化していくことが予想される。地域ぐるみの支援体制の構築・強化を図っていくことが必要。(人口推計、第7期計画の評価・課題)
- 生きがいのある生活を送るために必要な気持ちとして「いつまでも物忘れなどをしたくない」が上位に上げられるなど、将来の認知症に関して不安を抱えている人が多いことがうかがえる。(高齢者要望等実態調査)

第3章

計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

高齢者が、できる限り介護を必要とする状態に陥ることなく、住み慣れた地域で健康で生きがいを持って安心して暮らし続けるためには、超高齢社会への適切な対応や地域共生社会の実現に向けた取組の推進と「自助・互助・共助・公助」の考え方による役割を踏まえた施策を展開することが重要です。

そこで本計画では、従来の高齢者福祉計画の基本理念の考え方を踏襲しながら、第6次総合計画との整合を図り、高齢期の生活を地域全体で応援・支援することとし、「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」を基本理念と定め、市民一人ひとりの生活の中で基本理念が実現されるまちづくりに向けた取組を進めていきます。

〈基本理念〉

**ともに認め合い、支え合う、
温かみと安心感のある
住み良い地域社会を目指して**

～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～

2. 計画策定の視点

基本理念及び中長期的な課題を踏まえつつ、本計画は次のような視点から策定します。

視点1 介護予防の推進

- ★日常的に取り組む介護予防活動の啓発と促進
- ★介護予防活動への参加促進と活動の担い手の育成
- ★介護予防の取組による健康寿命の延伸

視点2 社会参加への支援

- ★人との出会い、交流の場の創出と高齢者の孤立の防止
- ★高齢者の社会参加の促進に取り組む団体の支援
- ★高齢者が生きがいを持って活躍できる仕組みづくり

視点3 地域で支え合う仕組みの構築

- ★高齢者のニーズの把握
- ★ニーズに応じた生活支援サービスの整備
- ★生活支援の担い手の育成

視点4 認知症高齢者支援の推進（新規）

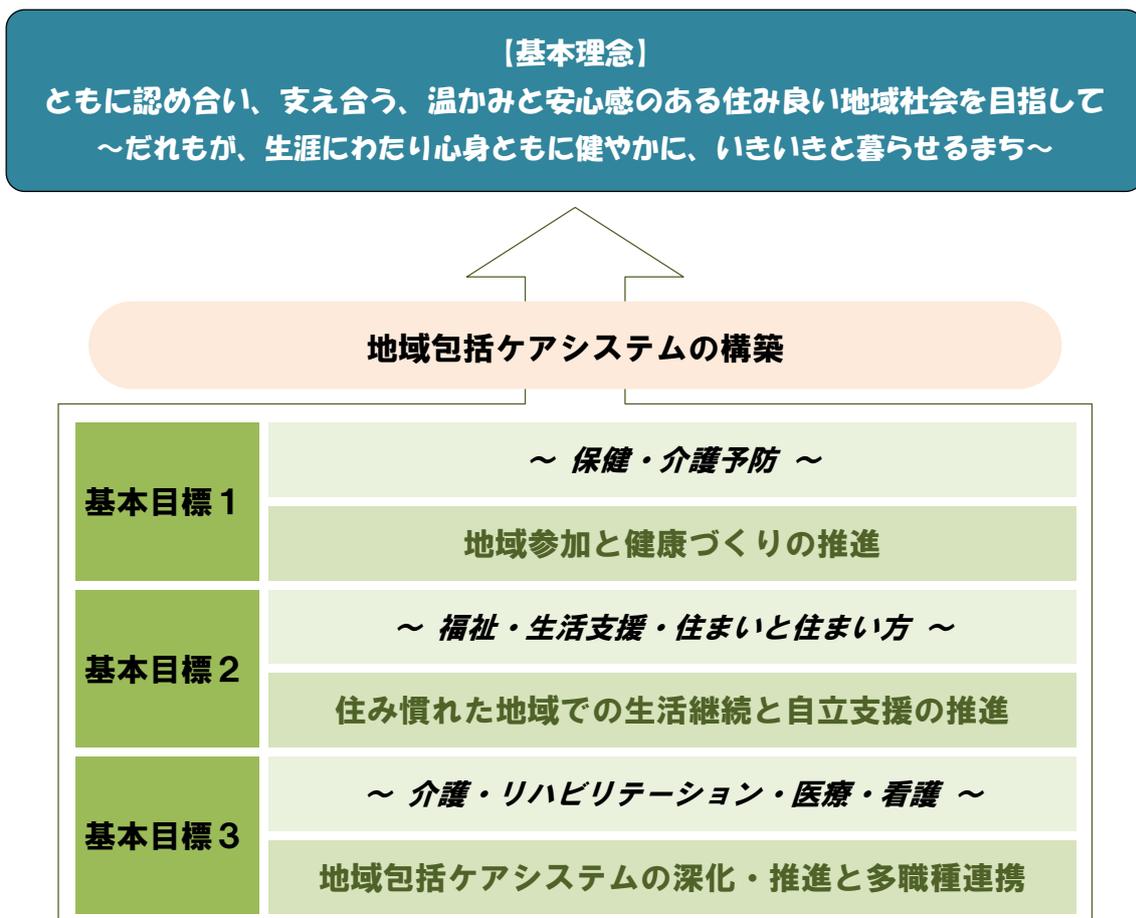
- ★認知症高齢者等への支援体制の構築

3. 計画の基本目標

基本理念として掲げた「ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して～だれもが、生涯にわたり心身ともに健やかに、いきいきと暮らせるまち～」の実現には、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であるとともに、地域包括ケアシステムの構築こそが基本理念を実現していく上での要であると考えます。

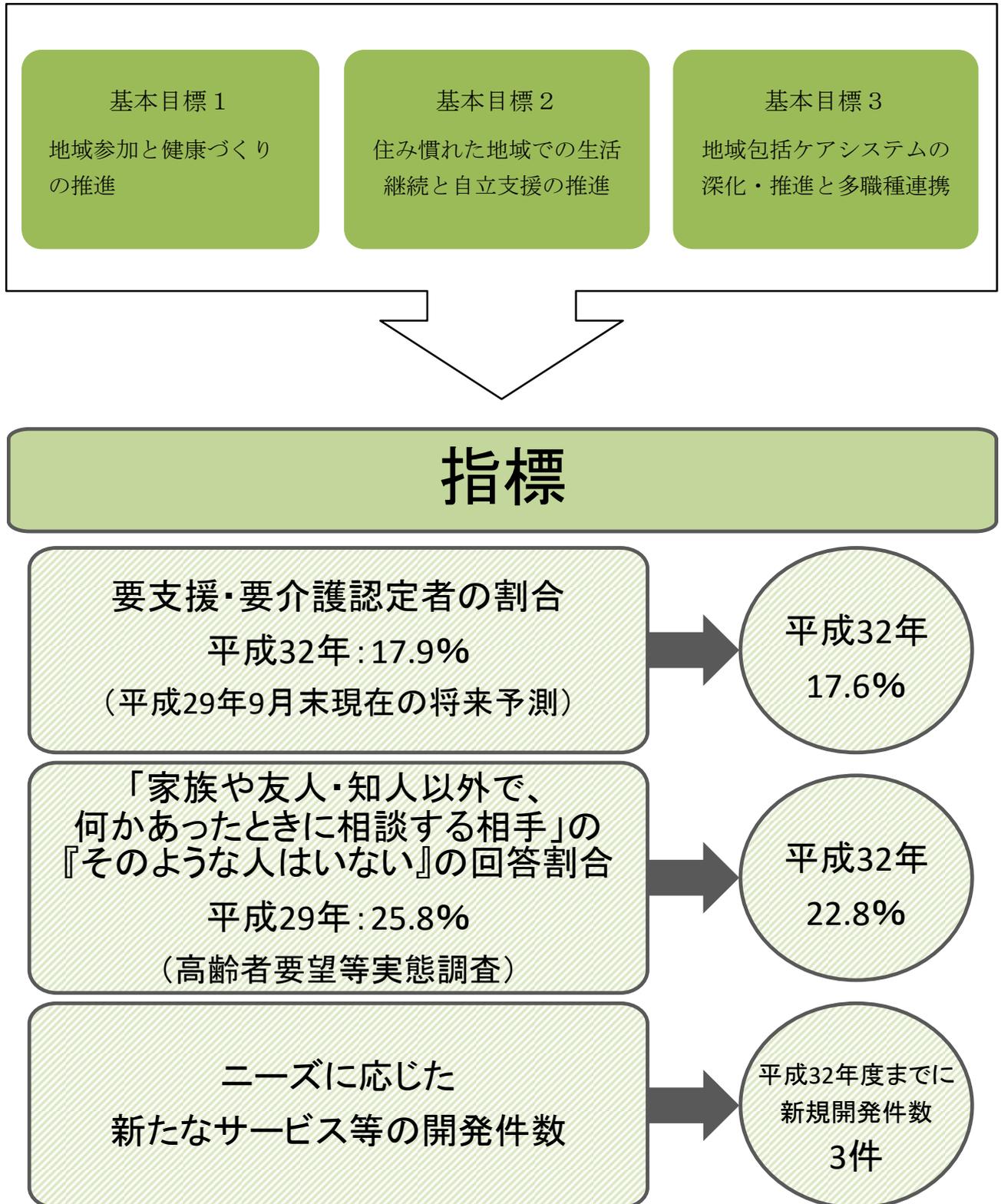
そこで本計画では、地域包括ケアシステムの5つの構成要素である「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」をそれぞれの役割に基づいて互いに関係し、また、連携しながら、一体化して提供することにより、高齢者が健康で生きがいを持って生活し、介護が必要になった場合でも住み慣れた地域で自分らしく、安心して、健やかに生活できるまちを目指します。

そのため、本計画では現状と平成37(2025)年までの中長期的な課題も踏まえながら、5つの構成要素と関連付けた3つの基本目標を設定して施策を進めます。

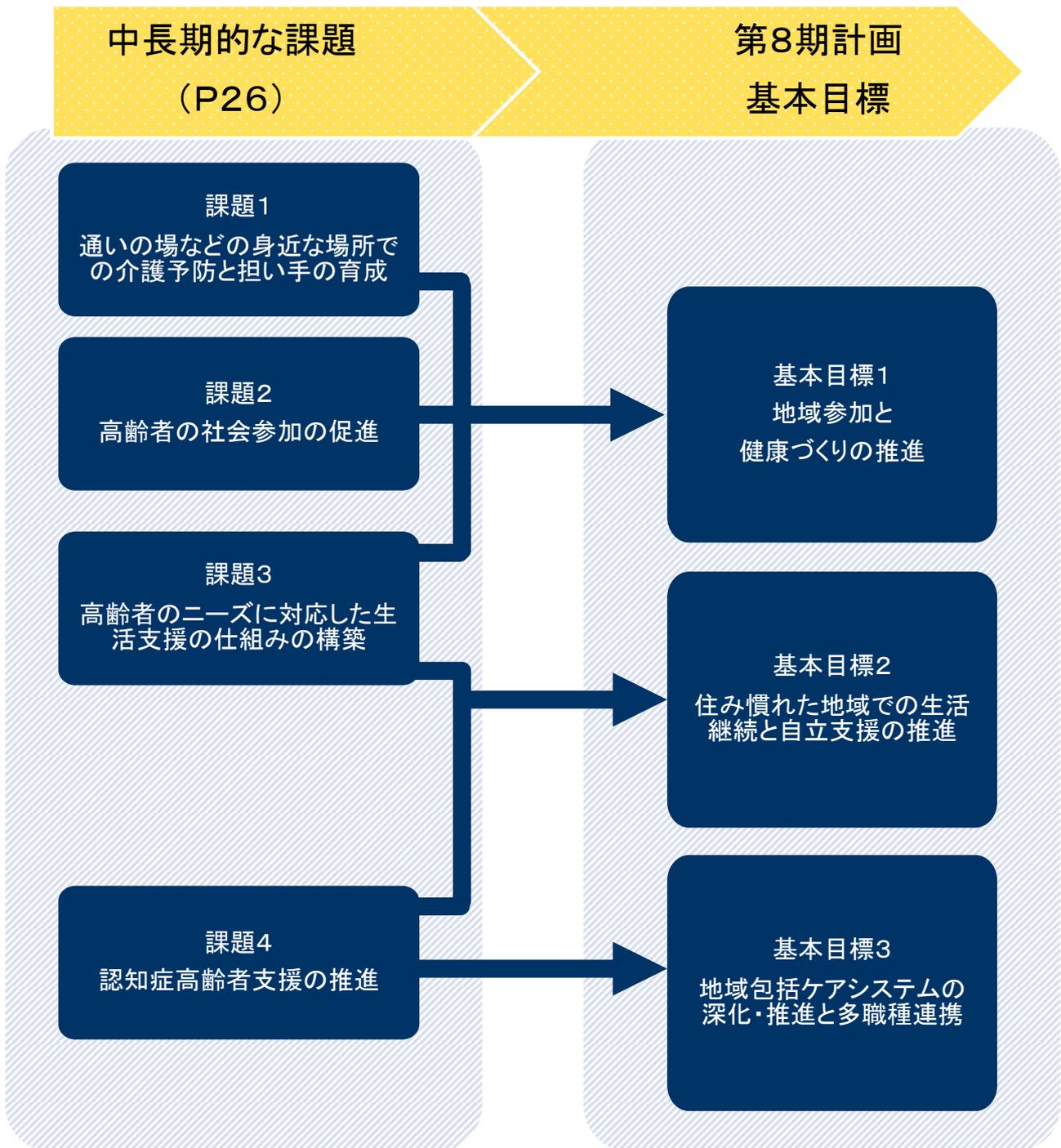


【基本目標に対する指標の設定】

3つの基本目標に、各施策の取組の結果として得られる効果・成果を表す指標（アウトカム指標）を設定し、その数値目標を掲げることで、基本目標の達成・進捗状況を確認・評価します。



【中長期的な課題と基本目標との関係】



基本目標1【保健・介護予防】

地域参加と健康づくりの推進

超高齢社会に突入した現在、高齢になっても人生を楽しみたいと考える人が増加する中、生きがいや心の豊かさがこれまで以上に重要視されるようになっていきます。

その実現のためには、高齢者が地域社会の中で自らの経験や知識を活かして、主体的で責任ある役割を担っていけるような社会づくりをすることが必要です。

このため、高齢者同士や世代間の交流、趣味や学習、ボランティア等の活動、就労など高齢者が様々な分野に積極的に参加していくことを支援するとともに、その受け皿となる、老人クラブや様々な自主的なサークルなどの活動を支援します。

また、高齢者は、病気の再発や体力の低下などをきっかけに、身体機能や生活機能が低下し、家の中に閉じこもりがちになり、寝たきりや認知症などの状態につながる場合があります。

高齢者が健康でいきいきと生活を続けていくことを支援するため、身近な場所での継続的な介護予防の取組や、介護予防に関する知識や技術を習得した担い手の育成について支援します。

健康づくりを推進する視点から、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用を図り、高齢者が健康の保持・増進や介護予防に積極的に取り組むことができる環境整備を進めます。

基本目標2【福祉・生活支援・住まいと住まい方】

住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進

高齢者の多くが、長年生活してきた地域で暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、民間事業所のサービスや地域のボランティアなどの社会資源の活用、日常生活において外出等の移動手段の確保が困難な高齢者の支援といった、生活支援に関する様々な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

また、高齢者が、安全で安心な生活ができるように、権利擁護や虐待防止への取組を推進するとともに、包括的な支援のための環境整備を推進します。

さらに、平成28年4月に発生した熊本地震や、平成29年7月の九州北部豪雨に代表されるような大規模な災害にも備えることが必要です。災害時には近所の助けが必要となる高齢者も多くなることが予測されます。各関係部署や地域との更なる情報共有・連携を強化することで、災害時に必要な支援体制の構築を図ります。

基本目標3【介護・リハビリテーション・医療・看護】

地域包括ケアシステムの深化・推進と多職種連携

平成30年度の介護保険制度改正では、平成29年4月にスタートした介護予防・日常生活支援総合事業の推進のほか、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進等を中心に、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

在宅医療・介護連携の推進については、鳥栖地区広域市町村圏組合を中心に、推進協議会及び専門部会が設置され、市は、それらの会議において、在宅生活に不可欠な医療と介護の連携が適切に行われるよう検討します。

また、認知症施策については、認知症に関する知識の普及・啓発を行うとともに、必要な支援へつながるよう、事業の推進を図ります。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、障がいを持つ方が65歳到達により高齢者としての支援が必要になる場合等、制度間の連携にも配慮しながら、柔軟な対応を行います。

第4章

施策の展開

高齢者福祉計画 主要施策体系表

基本理念及び基本目標	事業名	各施策	頁数		
【基本理念】 ともに認め合い、支え合う、温かみと安心感のある住み良い地域社会を目指して	【基本目標1】 地域参加と健康づくりの推進 保健・介護予防	1 介護予防・日常生活支援総合事業	(1) 一般介護予防事業	① 介護予防対象者把握事業 【追加】 P37	
			(2) 介護予防・生活支援サービス事業	② いきいき健康教室 P37	
		【基本目標2】 住み慣れた地域での生活継続と自立支援の推進 福祉・生活支援・住まいと住み良い方	2. 生きがい対策事業		③ ふまねっと運動教室 P38
					④ ロコモーショントレーニング教室 P38
					⑤ 通いの場立ち上げ支援事業 【追加】 P39
					⑥ 介護予防講演会事業 【追加】 P39
					⑦ TOSUSHI音楽サロン 【追加】 P39
					⑧ 介護予防サポーター養成事業 【追加】 P40
					⑨ サポーターティア事業 【新規】 P40
					⑩ 高齢者食生活改善 P41
⑪ 自主活動支援 P41					
① 訪問型サービス（従来相当サービス） 【追加】 P42					
② 訪問型サービス（A型サービス） 【追加】 P42					
③ 訪問型サービス（B型サービス） 【新規】 P42					
④ 通所型サービス（従来相当サービス） 【追加】 P43					
⑤ 通所型サービス（A型サービス） 【追加】 P43					
⑥ 通所型サービス（B型サービス） 【追加】 P43					
⑦ 通所型サービス（C型サービス） 【追加】 P44					
【基本目標3】 介護・看護 ティー・シヨクン・医療・看護	1. 包括的支援事業		① 老人クラブへの支援 P45		
			② 高齢者趣味の作品展 P45		
			③ 高齢者の居場所づくり事業（まちづくりシエンひろば） P46		
			④ まちづくり推進センター分館（旧老人福祉センター）での活動 P46		
			⑤ 高齢者囲碁大会 P47		
			⑥ シルバー人材センターへの支援 P47		
			⑦ 若さはつらつ教室（スポーツ・レクリエーション活動） P48		
			⑧ 高齢者路線バス及びミニバス運賃助成事業 P48		
			⑨ 資源回収奨励金交付 P49		
			⑩ まちづくり推進センター主催講座・教室 P49		
【基本目標3】 介護・看護 ティー・シヨクン・医療・看護	2. 在宅福祉サービス事業		① 地域包括支援センター運営事業 P51		
			② 地域ケア会議 P51		
			③ 自立支援ケア会議 P52		
			① 食の自立支援事業 P53		
			② 高齢者紙おむつ等支給事業 P54		
			③ 低所得者利用者負担対策事業 P54		
			④ 福祉電話事業 P55		
			⑤ 在宅高齢者住宅改良費補助事業 P55		
			⑥ 特殊ベッド貸出事業 P56		
			⑦ 在宅寝たきり老人等介護見舞金 P56		
⑧ 市営住宅バリアフリー改修 P57					
⑨ 市営住宅特定目的住宅の増設 【追加】 P57					
⑩ 福祉有償運送 【追加】 P58					
⑪ 移動販売等の買物支援 【新規】 P58					
【基本目標3】 介護・看護 ティー・シヨクン・医療・看護	3. 権利擁護事業		① 養護老人ホームへの老人保護措置 P59		
			② 成年後見制度利用支援事業 P59		
			① ふれあいネットワーク事業 P61		
			② 緊急通報システム事業 P61		
			③ 災害時の支援 P62		
			④ 行方不明高齢者捜索事前登録制度 P62		
			⑤ 高齢者等見守り協定 【新規】 P63		
			⑥ 「消費者被害防止」出前講座 P63		
			① 敬老祝金 P64		
			② 敬老会補助金 P64		
③ 長寿高齢者訪問 P65					
【基本目標3】 介護・看護 ティー・シヨクン・医療・看護	1. 生活支援体制の推進		① 生活支援コーディネーターの配置 【新規】 P66		
			② 協議体の設置 【新規】 P66		
			① 在宅医療介護連携推進事業 【追加】 P68		
			① 認知症サポーター養成講座 P69		
			② 認知症地域支援推進員の配置 【新規】 P69		
			③ 認知症初期集中支援チーム事業 【新規】 P70		
			④ 認知症カフェ事業 【新規】 P70		
			⑤ 家族介護者交流会事業 【追加】 P70		
			⑥ 認知症相談室事業 【追加】 P70		

【新規】…今期計画で新たに取り組む事業

【追加】…第7期計画以前から既に取り組んでいたもので、今期計画で新たに掲載する事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 一般介護予防事業

① 介護予防対象者把握事業

[追加]

事業内容

閉じこもり、認知症等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、必要な支援につなげます。

〈施策の方向性〉

鳥栖地区広域市町村圏組合と連携しながら、効果的な方法を検証し推進します。

② いきいき健康教室

事業内容

自宅でもできる体操や認知症を予防する方法などを習得させることで、要支援・要介護状態になることを予防します。

口腔機能改善や栄養の基礎知識、認知症予防などの講話やストレッチ、ふまねっと運動などの軽運動を実施して、高齢者の健康づくりに取組ます。

各まちづくり推進センター（分館）での定期開催のほか、各町区公民館等に出向き、出前方式で教室を実施します。

〈施策の方向性〉

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための事業であり、介護保険制度もこれまで以上に予防重視の姿勢を打ち出していることから、今後も推進します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数(回)	114	114	124	124	124	124
参加者数(人)	2,622	2,029	2,050	2,100	2,150	2,200

③ ふまねっと運動教室

事業内容

リズムに合わせて網目を踏まないようにステップを踏む「ふまねっと運動」を実施し、歩行、バランス、認知機能の改善を図ります。

また、地域のボランティアによる事業の実施につなげ、地域コミュニティの強化を図ります。

各まちづくり推進センター（分館）にて月2回開催しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の介護予防のほか、指導者として高齢者も参加することで、社会参加の実現、地域コミュニティの強化につながるため、今後も継続していきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数（回）	188	192	192	192	192	192
参加者数（人）	2,766	2,916	3,000	3,100	3,200	3,300

④ ロコモーショントレーニング教室

事業内容

ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防のため、ストレッチ、筋力トレーニング、リズムダンスなどを実施し、要支援・要介護状態にならない体力づくりと健康的な生活習慣の形成を図り、適切な運動習慣の普及、実践及び定着を図ります。

各まちづくり推進センター（分館）にて開催し、ロコモティブシンドローム予防指導者による運動を実施しています。

〈施策の方向性〉

日常的な運動習慣を定着させ、併せて教室開催をボランティアとしてサポートしてくれる高齢者を育成するため、今後も継続していきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数（回）	32	32	32	32	32	32
参加者数（人）	641	697	650	660	670	680

⑤ 通いの場立ち上げ支援事業

[追加]

事業内容

介護（介護予防）サービス終了者の受皿及び地域コミュニティの拠点として、町区の集会所等における通いの場の立ち上げを支援します。

立ち上げの際には、1ヶ月程度支援するとともに、立ち上げ後は、3ヶ月、6ヶ月、1年と継続した支援を行います。

〈施策の方向性〉

市内の全ての町区において通いの場の立ち上げを目指し、身近な場所での健康づくりや地域コミュニティの強化を目指します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
通いの場立ち上げ延べ箇所数	7	11	19	27	35	43

⑥ 介護予防講演会事業

[追加]

事業内容

一般住民向けの介護予防に関する講演会を開催し、認知症や介護予防に対する理解を深める取組を実施します。毎年11月に開催しています。

〈施策の方向性〉

介護予防に関する知識や技術を広く一般市民等に周知することにより、住み慣れた地域で安心して生活できる体制づくりを目指します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
参加者数（人）	150	108	150	150	150	150

⑦ TOSUSHI 音楽サロン

[追加]

事業内容

音楽療法の手法を用いて、音楽を聴く、歌をうたう、音楽を奏でる等の「音楽活動」とミュージックフーププログラム*を取り入れた「身体活動」等を意図的、計画的、継

続的に実践することにより、心身の健康保持及び増進につなげ、要支援・要介護状態になることを予防します。平成28年度までは2か所のまちづくり推進センター（分館）で実施し、平成29年度からは規模を拡大し、4か所のまちづくり推進センター（分館）にて実施しています。※ ミュージックフーププログラムとは、音楽に合わせて行う下肢から上肢まで全身に効果のあるエクササイズです。

〈施策の方向性〉

音楽療法の活動を通して生きがいや仲間づくりを再構築することで、生活習慣に活力を与え、社会性の拡大を図り、介護予防や心身機能の向上を図ります。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数（回）	—	16	32	48	48	48
参加者数（人）	—	383	700	900	1,000	1,100

⑧ 介護予防サポーター養成事業

[追加]

事業内容

介護予防に関する一定の知識と経験を有する介護予防サポーターを養成することで、介護予防サポーター自身の心身機能の維持向上を目指すとともに、介護予防の担い手の養成を行います。平成29年4月から、養成を開始しています。

〈施策の方向性〉

介護人材不足の解消のため、介護予防の基礎的な知識習得のための講座と実習を組み合わせたカリキュラムにより養成を行います。

介護予防サポーターは、次のような活動を行います。

- ・ 住民主体の通いの場におけるサポート（通所B型サービスを含む）。
- ・ 市が主催する介護予防事業におけるサポート役 等

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
介護予防サポーター養成人数（人）	—	—	30	60	90	120

⑨ サポートィア事業

[新規]

事業内容

高齢者福祉施設等での手伝いや地域活動の補助を行う高齢者のボランティア（サポー

ティア)を養成し、社会活動の場を提供することで、高齢者自身の介護予防につながる体制整備を目指します。(鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

⑩ 高齢者食生活改善

事業内容

食生活習慣の改善により、介護予防を図ります。食生活改善推進員が、年2回各まちづくり推進センターで健康講話と料理教室を実施しています。

〈施策の方向性〉

望ましい食生活習慣について高齢者やその家族を対象に各まちづくり推進センターで実施しており、健康づくり推進のために今後も推進します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数(回)	16	16	16	16	16	16
参加者数(人)	320	293	320	320	320	320

⑪ 自主活動支援

事業内容

これまで実施した各種健康教室の修了者が、健康づくりのため自主的に活動を行っていることに支援をします。壮年期からの日常生活習慣の改善により介護予防を図ります。地域の運動自主活動グループに対し、会場の提供、専門家の派遣などを行い、活動の継続を支援しています。

〈施策の方向性〉

地域の運動自主活動グループに参加し、運動を継続的に取り組むことで、介護予防につながることから今後も推進します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数(回)	593	615	600	600	600	600
参加者数(人)	9,603	9,964	9,500	9,500	9,500	9,500

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

① 訪問型サービス（従来相当サービス）

[追加]

介護予防訪問型サービス

事業内容

制度改正前の介護予防訪問介護に相当するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続できるように、入浴などの身体介護や掃除、調理などの生活支援を行います。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

② 訪問型サービス（A型サービス）

[追加]

自立支援訪問型サービス

事業内容

介護予防訪問型サービスの運営基準を緩和した、一定の研修を修了した職員等により生活援助を提供するサービスです。

訪問介護員等が居宅を訪問し、掃除や調理等を利用者と一緒に行い、利用者の自立を目指します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

③ 訪問型サービス（B型サービス）

[新規]

ア 生活支援サービス事業

事業内容

高齢者が日常生活を営む上で必要な簡単な支援のうち、介護保険では対応できない短時間のもの等について、ボランティアによる支援を提供します。

〈施策の方向性〉

生活支援が可能なボランティアの育成、生活支援ニーズと支援を必要とする人とのマッチングの仕組み、生活支援を提供した場合の支払いの仕組み等について整理し、事業実施を目指します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活支援サービス事業の実施	—	—	事業検討	制度設計	実施	実施

イ ごみ出し支援サービス事業

事業内容

心身機能の低下により、ごみ集積所へのごみ出しが困難な高齢者が増えているため、自宅からごみ集積所までのごみ出しについての支援を行います。

〈施策の方向性〉

対象者の選定、委託先の選定、ごみ収集方法等について整理し、事業実施を目指します。

④ 通所型サービス（従来相当サービス）

[追加]

生活リハビリ通所型サービス

事業内容

制度改正前の介護予防通所介護に相当するサービスです。

入浴・食事などの必要な日常生活上の支援や身体の機能が低下しないような運動を行い、生活機能の維持または向上を目指します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

⑤ 通所型サービス（A型サービス）

[追加]

ハツラツ通所型サービス

事業内容

生活リハビリ通所型サービスの運営基準を緩和したサービスです。

必要な日常生活上の支援や様々な活動を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

⑥ 通所型サービス（B型サービス）

[追加]

鳥栖市元気クラブ

事業内容

ボランティア等により運営する通所型サービスです。

鳥栖地区広域市町村圏組合が実施するステップアップ通所型サービス等の終了者が、終了後も自宅や地域でも介護予防の取組を継続できるよう支援します。

平成29年7月からサービスを開始しています。

〈施策の方向性〉

介護（介護予防）サービス提供により、心身機能の向上が見られる高齢者のサービス終了後の受皿としての役割を担うとともに、自宅や地域での介護予防の取組を継続できるよう、町区の集会所等のより身近な場所での実施の検討もあわせて行う必要があります。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
開催会場（箇所）	—	—	2	4	8	8
参加実人数（人）			40	160	320	320

⑦ 通所型サービス（C型サービス）

[追加]

ステップアップ通所型サービス

事業内容

入院や生活習慣の変化による生活不活発病の解消のため、短期集中的な機能向上プログラムを提供するサービスです。

保健・医療の専門職が、短期間、集中的に運動・栄養・口腔・認知のプログラムを実施することで、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

2. 生きがい対策事業

① 老人クラブへの支援

事業内容

高齢者の社会活動の場として地域福祉の向上に大きな役割を果たしている鳥栖市老人クラブ連合会に対し支援しています。

鳥栖市老人クラブ連合会を中心に、各町区に老人クラブが結成され、「健康、友愛、奉仕」を目標に活動しています。講演会、研修会、鳥栖市老人福祉大会の開催、県スポーツ大会への参加、ゲートボール大会、花づくり事業など多方面にわたっています。

〈施策の方向性〉

生きがいづくりの観点から、老人クラブ連合会運営への支援を強化し、活動内容の広報などを通じて高齢者の理解を深めながら、会員の増加や組織拡大を支援します。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
会員数(人)	2,858	3,127	3,098	3,140	3,180	3,220
クラブ数(件)	39	39	39	39	39	39

② 高齢者趣味の作品展

事業内容

市内居住の60歳以上の者を対象に、趣味で励まれている絵画、書、写真、手芸、工芸などの作品を11月に市役所市民ホールにおいて展示しています。例年、個人や団体などから約60点が出品されています。

〈施策の方向性〉

趣味などの活動や発表の場は、生きがいづくりにつながっており、その支援のため、今後も継続していきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
出品者数	58	59	60	60	60	60

③ 高齢者の居場所づくり事業（まちづくりシエンひろば）

事業内容

高齢になっても元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていくことは、誰もが抱く願いであり、そのためには身近な地域で人とのつながりを深めることが重要です。

気軽に立ち寄って、お茶を飲んだり、体操やゲームで健康づくりをしたり、音楽や手芸の趣味の活動を行うことができる交流の場の確保を図ります。各まちづくり推進センター（分館）において月1回開催しています。

鳥栖市社会福祉協議会へ委託し、折り紙・絵手紙・ハーモニカでの心の歌・マッサージなどが行われています。

〈施策の方向性〉

地域の高齢者の憩いの場として、また高齢者の外出機会の増加や地域住民の福祉増進に寄与するため、施策の周知や広報を進めながら継続していきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
参加者数（人）	328	538	500	550	600	650

④ まちづくり推進センター分館（旧老人福祉センター）での活動

事業内容

地域の高齢者が健康で明るい生活を営むため、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供しています。

高齢者の生きがいづくりと交流の場の確保を図ります。

各まちづくり推進センター分館では、教養の向上、レクリエーションのための憩いの場を提供しています。

中央老人福祉センターと若葉まちづくり推進センターで入浴事業を実施しているほか、教養、娯楽及び交流の場として囲碁・将棋、グラウンドゴルフや各種の趣味講座などの活動が行われています。

〈施策の方向性〉

まちづくり推進センターとしての地域活動の拠点機能とともに、地域の高齢者の憩いの場として、地域住民の福祉増進に寄与する施設にしていきます。

また、高齢者の地域活動の参加を促進し、社会参加の場としていきます。

⑤ 高齢者囲碁大会

事業内容

高齢者自らの企画立案・運営による囲碁大会の開催を通じ、参加者の交流と親睦を深めることで、社会参加と生きがいを図るため、毎月まちづくり推進センター（分館）で「まちづくり推進センター囲碁大会」、年1回中央老人福祉センターで「市長杯高齢者囲碁大会」を実施しています。毎月の大会では約30～50名、年1回の市長杯大会では約50名が参加されています。

〈施策の方向性〉

このような大会は、生きがいに繋がっており、その支援のため、今後も継続していきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
まちづくり推進センター 囲碁大会参加者延べ人数	401	435	450	450	450	450

⑥ シルバー人材センターへの支援

事業内容

シルバー人材センター運営への支援を行うことにより、高齢者の就労を促進し、生きがいの支援と社会参加の促進、ボランティア意識の醸成を図ります。シルバー人材センターでは、樹木の剪定、消毒などの軽作業をはじめ、福祉・家事援助サービスなど様々な業務を行っています。

〈施策の方向性〉

現段階では会員数、受注件数、就業実人数・延べ人数はほぼ横ばいとなっています。超高齢社会である今日、定年を迎えても就労意欲は高く、そのニーズは多様化しているといえます。

今後もセンター発展のため、また、高齢者の社会参加を促すためにも活動内容・組織状況を確認し、会員の拡大、センターのPR、就業機会の確保などの支援をしていきます。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
会員数(人)	383	376	378	380	390	400
受注件数(件)	3,590	3,488	3,600	3,700	3,710	3,720
就業実人数(人)	345	327	350	360	370	380
延べ人数(人)	34,780	33,919	34,800	35,000	35,500	36,000

⑦ 若さはつらつ教室(スポーツ・レクリエーション活動)

事業内容

誰でも手軽にできる太極拳・ヨガを通じて健康増進及び体力の保持を図ることを目的として開催しています。

各まちづくり推進センターにおいて4月から11月まで月2回開催しています。平成28年度は太極拳とヨガの2種目、各6回開催しました。

〈施策の方向性〉

若さはつらつ教室は、健康づくりだけでなく、参加者同士のコミュニケーションの場にもなっており、今後も推進します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数(回)	95	95	96	96	96	96
参加者数(人)	774	751	768	800	800	800

⑧ 高齢者路線バス及びミニバス運賃助成事業

事業内容

高齢者の移動手段の確保を目的に、市内に居住する75歳以上の方または70歳以上で運転免許証を自主返納された方に対し、高齢者福祉乗車券を交付し、当該乗車券が使用された路線バス・ミニバスについて運賃助成を行っています。高齢者の外出機会や活動の場の拡大に寄与し、生きがいつくりや社会参加の支援を図ります。

〈施策の方向性〉

今後、高齢者の社会的活動や外出支援のため、継続して助成を行います。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
実購入者数 (人)	521	545	565	585	605	625

⑨ 資源回収奨励金交付

事業内容

町内会、老人会、子どもクラブ等の営利を目的としない団体に対し、回収した資源物の数量に応じて奨励金を交付することにより、リサイクルの推進を図ります。市民自らが資源回収することで、分別方法の理解やごみ減量への意識が高まることが期待でき、資源回収活動を通して住民同士のコミュニティ活性化にもつながります。

資源物を自主的に回収している町内会や老人会などに対し、奨励金を交付することで団体の活動を支援しています。

〈施策の方向性〉

資源回収奨励金の交付対象となる団体は、毎年登録申請が必要となります。現在登録されている団体には、今後も引き続き登録していただき、資源回収の取組を継続されるよう推進します。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
団体数 (団体)	6	7	7	7	7	7
回収量 (kg)	70,560	60,870	60,000	80,000	80,000	80,000

⑩ まちづくり推進センター主催講座・教室

事業内容

各まちづくり推進センターにおいて、主催事業として、一般教養・趣味教養の講座・教室等を開催しています。

毎回異なるテーマで見識を深める一般教養講座をはじめ、手作り教室、料理教室、健康体操教室、歴史教室、手芸教室などの趣味教養の講座やパソコン教室を開催しており、高齢者にも気軽に参加いただいています。

〈施策の方向性〉

高齢者の生きがいづくりの場であることはもちろん、地域で活動をするきっかけや世代

を越えた交流の場となるように、テーマなどを検討しながら今後も講座・教室の開催をしていきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
高齢者も参加できる講座・教室数	63	64	65	60	60	60

1. 包括的支援事業

① 地域包括支援センター運営事業

事業内容

地域の高齢者を包括的・継続的に支援するための事業を行います。

1) 介護予防ケアマネジメント

要支援認定者及び日常生活支援総合事業に対する介護予防ケアプランを作成しています。

2) 総合相談・支援事業

地域での生活を支援するため高齢者に関する相談に応じるとともに、高齢者の状況・実態を把握し必要な支援サービスにつなげています。

3) 権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、虐待事例の対応などを実施しています。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域での生活を支援するため介護支援専門員、医療機関、地域の関係機関との連携を図り、包括的・継続的に高齢者を支援します。

〈施策の方向性〉

平成 22 年度から市内 3 か所の事業所へ委託していましたが、平成 27 度からは、高齢者の人口状況を考慮して、市内 4 か所の事業所へ委託しています。

地域包括支援センターの広報・周知をさらに推進し、地域包括支援センターの認知・利用の向上を図ります。

また、増え続ける高齢者への支援を充実するため、地域包括支援センターとの連携を強化するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

② 地域ケア会議

事業内容

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。地域包括支援センター若しくは市が主催し、多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、個別ケースの課題分析などを積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。

また、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりへつなげます。
 地域包括支援センターが主催する地域ケア会議を地域ケア個別会議、市が主催する地域ケア会議を地域ケア推進会議とといいます。

〈施策の方向性〉

高齢者の自立支援、地域課題把握、社会資源の連携を深め、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。地域ケア推進会議の設置に向けた検討を行います。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
地域ケア個別会議開催数 (回)	20	23	27	28	28	28
地域ケア推進会議開催数 (回)	—	—	—	設置準備	1	2

③ 自立支援ケア会議

事業内容

介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、総合事業対象者、要支援 1、2 及び要介護 1 のケアプランについて薬剤師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士といった専門職が自らの立場から高齢者の自立につながるようなアドバイスを行います。さらに、これらの会議の積み重ねから地域課題を把握し、社会資源の連携へつなげます。毎月開催し、3 事例程度検討しています。

〈施策の方向性〉

高齢者の自立支援、地域課題把握、社会資源の連携を深め、地域包括ケアシステムの構築につなげていきます。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
開催数 (回)	6	12	12	12	12	12
件数 (件)	18	34	34	36	36	36

2. 在宅福祉サービス事業

① 食の自立支援事業

事業内容

在宅の高齢者及び身体障害者などで食事の調理ができない又は困難な者に対し、食事提供することにより、食生活の改善と健康増進を図るとともに、高齢者の自立と在宅生活の支援を図ります。

平成4年度から昼食をデイサービスの訪問事業として開始し、平成6年度から夕食を増やし、更に、平成11年10月から通年365日として事業を拡充しています。利用回数は利用者の状況及び家庭環境などを調査した上で決定し、当該地域の委託業者により自宅までの配達を行うとともに、安否確認も同時に実施しています。

〈施策の方向性〉

生活に最も重要な食の提供を行っている本事業は、高齢者の生活に欠かせないものです。質・量ともに栄養バランスの取れた調理を行うことはもとより、刻み食など利用者の状況に合わせた食の提供、配達時の安否確認及び緊急事態に備えたスタッフの配置など、高齢者のニーズに適したサービスを行います。

また、自立支援という視点から、利用希望者に対しては事前にアセスメント（調査）を行い、介護サービスとの調整や生活状況に合わせた食数の提供など適正化を図っていきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
利用実人数（人）	241	246	250	250	250	250
延べ配食数（食）	昼食	20,973	19,107	18,223	19,000	19,000
	夕食	42,703	40,647	41,523	41,000	41,000
	計	63,676	59,754	59,746	60,000	60,000

② 高齢者紙おむつ等支給事業

事業内容

寝たきりで常時失禁状態にある高齢者がいる世帯で、低所得世帯を対象に紙おむつなどを支給し、高齢者の在宅生活の支援と経済的負担の軽減を図ります。昭和 59 年度から実施しています。

〈施策の方向性〉

紙おむつなどを支給することにより、低所得世帯の介護費用負担の軽減を図り、在宅生活を支援するものであることから、今後も継続して実施します。

項 目		実 績			見 込 み		
		H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
受給者数 (人)		60	60	60	65	65	65
支給数 (袋)	パッド	2,357	2,333	2,340	2,350	2,400	2,450
	テープ式おむつ	241	242	270	300	310	320
	はくパンツ	676	613	650	660	670	680
	フラットシート	76	68	70	60	60	60

③ 低所得者利用者負担対策事業

事業内容

低所得であって特に生計が困難である者について、社会福祉法人の社会的役割を考慮し、社会福祉法人が行う介護保険サービスの利用者負担額を軽減することで、介護サービスの利用を促進します。

平成 29 年度には施設入所者を中心に 8 名に対し軽減を適用しています。

- 軽減対象については、介護保険法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における施設サービスに係る利用者負担並びに食費及び居住費としています。
- 軽減対象者は、市県民税非課税の世帯であって、その者の収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に勘案し、生計が困難なものと認めた者、もしくは生活保護受給者としています。
- 軽減の程度は、原則利用者負担の 4 分の 1 としています。（ただし、生活保護受給者は個室に係る居住費のみ全額軽減）

〈施策の方向性〉

国が本事業を推進していることから、今後も継続して実施していきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
軽減適用者数 (人)	5	5	10	10	10	10

④ 福祉電話事業

事業内容

所得の少ないひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯で常時介護を必要とする者がいる世帯に対し固定電話を貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

平成 28 年度末時点で 10 名が福祉電話を利用しています。

〈施策の方向性〉

所得の少ない高齢者に固定電話を貸与することで、在宅で安心して生活できる環境が整うため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
利用者数 (人)	12	12	10	12	12	12

⑤ 在宅高齢者住宅改良費補助事業

事業内容

在宅の要支援・要介護認定者がいる所得の少ない世帯に対し、要支援・要介護認定者の居宅に適するよう住宅を改良する費用を一部助成することにより、自立を支援するとともに家族の介護負担軽減を図ります。

本事業は平成 6 年度から実施しており、介護保険住宅改修支給分の上乗せとして実施しています。

〈施策の方向性〉

本事業は低所得世帯の高齢者の在宅支援及び介護する家族の負担軽減に役立っています。介護保険住宅改修支給分と本事業を組み合わせることで、在宅生活を営むことができるよう支援するものであるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
支給対象者数 (人)	0	0	1	3	3	3

⑥ 特殊ベッド貸出事業

事業内容

入院による一時帰宅など、介護保険の福祉用具貸与を利用できない方に対し、一時的に特殊ベッドを貸し出すことにより福祉の向上を図ります。

〈施策の方向性〉

介護保険などのサービスで特殊ベッドの貸与を受けることのできない方のニーズは常にあり、高齢者等やその家族の在宅生活を支えるため、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
貸出延べ人数 (人)	2	4	4	3	3	3

⑦ 在宅寝たきり老人等介護見舞金

事業内容

寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を在宅で介護をしている人に対し、在宅寝たきり老人等介護見舞金を年2回（4月、10月）支給します。

〈施策の方向性〉

本事業は、高齢者が住み慣れた自宅で生活を続けていくための支援です。
また、今後在宅での介護が推進されることから、今後も継続して実施します。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
支給者数 (人)	18	25	26	23	23	23

⑧ 市営住宅バリアフリー改修

事業内容

高齢者の負担を軽減し、安心して暮らし続けられるよう、市営住宅のトイレの洋式化を推進します。用途廃止予定の1団地を除く、市営住宅7団地のうち5団地のトイレを洋式化しています。

〈施策の方向性〉

トイレを洋式化することで、居住性の向上を図り、高齢者の住環境の整備を行うものであることから継続して実施します。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
洋式化団地数	0	0	0	0	1	1
洋式化累計団地数	5	5	5	5	6	7
洋式化率 (%)	72	72	72	72	86	100

⑨ 市営住宅特定目的住宅の増設

[追加]

事業内容

高齢者世帯等の特定目的のために住戸を設定し、該当する世帯から優先に入居ができます。

特定目的住宅に設定している45戸の住宅のうち、高齢者世帯向け16戸、障害者世帯向け11戸を設定しています。

〈施策の方向性〉

市営住宅の家賃は民間の賃貸住宅よりも安価であることから高齢者、障害者世帯の住生活の負担が軽減されるよう、特定目的住宅の住戸数を増やします。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
特定目的住宅住戸数 (戸)	39	39	45	55	60	65
市営住宅住戸数 (戸)	497	497	497	471	471	471
特定目的住宅住戸率 (%)	7.8	7.8	9.1	11.7	12.7	13.8

⑩ 福祉有償運送**[追加]****事業内容**

福祉有償運送とは、要支援・要介護認定者や身体障害者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、自家用自動車を使用して行う移送サービスです。

鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町の1市3町で運営協議会を設置し、適切なサービスの確保に努めています。

〈施策の方向性〉

運営主体であるNPO法人及び社会福祉法人等による活動を広報等で支援します。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
登録事業者数（鳥栖市内）	3	3	3	3	3	3
登録者数（人）	54	43	50	55	60	65

⑪ 移動販売等の買物支援**[新規]****事業内容**

身体機能の低下や移動手段が確保できないため買い物が困難な高齢者に対し、移動販売等により買物支援を行います。

〈施策の方向性〉

民間事業者等と協議しながら、移動販売等による買物支援の方法について検討し、事業実施を目指します。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
移動販売等による買物支援	—	—	—	事業検討	実施	実施

3. 権利擁護事業

① 養護老人ホームへの老人保護措置

事業内容

環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な者に対して、措置での入所を行い、高齢者が健康で安心した生活を送れるよう支援します。社会情勢の変化による経済的困窮、生活状況や環境上の悪化に伴い、新規措置が増加しています。

〈施策の方向性〉

経済面、環境面で居宅での生活が困難な高齢者を把握し、保護措置をすることで高齢者の生活改善へつながっています。今後も各関係機関と連携を取りながら早期発見、適切な措置対応に取り組めます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
措置者数 (人)	33	35	40	42	44	46

② 成年後見制度利用支援事業

事業内容

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、申立てを行うことが難しい場合で、本人の福祉の向上を図るため特に必要があるときは、市長が申立てを行います。

また、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行うことで高齢者の権利を擁護し生活の支援を図ります。

〈施策の方向性〉

本事業は、高齢者の権利や財産を守ることにより、その人が安心して生活を送ることを支援するものです。ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は増加傾向にあるため、今後も継続して実施します。また、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年度～平成 33 年度）に基づき、地域連携ネットワークの構築に向けた関係団体との協議を進めていきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
市長申立て者数 (人)	2	2	2	3	3	3
報酬助成件数 (件)	1	2	2	3	3	3

4. 見守りと支えあいネットワーク事業

① ふれあいネットワーク事業

事業内容

地域住民がひとり暮らし高齢者などを訪問し、相談相手や話し相手となることで高齢者の不安感や孤独感の解消に努めます。ひとり暮らし高齢者などへ地域の中から募ったネットワーク活動協力会員が訪問を行い、生活、健康状態の観察や話し相手、相談相手となっています。

平成 28 年度は、協力会員により延べ 5 万回以上の訪問を行いました。

〈施策の方向性〉

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。

一人になることの不安を訴える高齢者は多く、今後は、より多くの対象者へ事業が実施できるよう充実に努めます。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問回数 (回)	49,785	50,131	50,680	51,230	51,780	52,330
ネットワーク協力会員 (人)	966	915	962	1,008	1,056	1,100
対象者数 (人)	357	360	365	370	375	380

② 緊急通報システム事業

事業内容

ひとり暮らし高齢者などが、自宅での急病や事故の際に警備会社へ通報することにより、消防機関及び近隣協力者を動員して迅速な緊急援助を提供する施策です。

保健師などが電話による健康相談などに応じ、高齢者の不安感の解消に努めています。

〈施策の方向性〉

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が高齢化の進展や核家族化の進行に伴って年々増加しています。その中で、持病や認知症のため、在宅生活への不安を抱える高齢者は多いため、継続して実施していきます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
利用者数 (人)	227	217	237	264	276	288

③ 災害時の支援

事業内容

災害時における避難支援を迅速かつ的確に行うため、要配慮者の「自助」、地域の「互助」を基本とし、市民が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備します。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など、災害時や緊急時の避難に不安を感じている人や一人では避難が困難な人もみられます。

そのため、避難行動要支援者名簿を作成し、高齢者などの要配慮者の状況を把握するとともに、災害時や緊急時における避難支援体制の充実を図っています。

〈施策の方向性〉

今後も担当各課・地域の各種組織・団体と連携を図り、災害時や緊急時における要配慮者の把握を行い、支援体制の強化を図ります。

④ 行方不明高齢者捜索事前登録制度

事業内容

徘徊のおそれのある高齢者を地域の支援を得て早期に発見できるよう、地域見守り機能の向上を図ります。

社会福祉課又は地域包括支援センターへ行方不明高齢者捜索事前登録届を提出し、事前に登録することで、徘徊発生時に備えています。

〈施策の方向性〉

地域の関係機関との情報共有やネットワーク強化を図り、認知症などによる徘徊高齢者を早期に発見することができるよう体制を整備することで、認知症になっても安心して生活できるまちづくりに取組ます。

項 目	実 績			見 込 み		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度 (見込み)	H30 年度	H31 年度	H32 年度
登録者数累計 (人)	16	22	30	35	40	45

⑤ 高齢者等見守り協定

[新規]

事業内容

認知症その他高齢者に関わる課題について市民の理解を深め、地域全体で高齢者の見守り等を行うため、市、市民、民間事業者等が連携して、見守りネットワークを構築します。

〈施策の方向性〉

民間事業者との協定を締結し、見守りネットワークの構築を推進します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
協定締結事業者	—	—	—	2	4	6

⑥ 「消費者被害防止」出前講座

事業内容

「いきいきサロン」や「敬老会」など、高齢者が参加する地域行事に出向き、悪質商法の手口や防止策などについて、消費生活センターに寄せられる相談事例などを交えて、情報提供することにより、高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。

〈施策の方向性〉

消費者被害の未然防止・拡大防止につながる取組を今後も継続します。

項目	実績			指標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催回数(回)	6	11	8	8	8	8
参加者数(人)	212	285	233	230	230	230

5. 敬老事業

① 敬老祝金

事業内容

高齢者に対し、その長寿を祝福し、敬老の意を表すとともに祝金を贈呈します。

対象者	金額	支給方法
9月1日現在で該当年齢となる人で、1年以上鳥栖市に居住している人	80歳 5,000円	9月に各まちづくり推進センター（分館）及び社会福祉課で支給
	85歳 5,000円	
	88歳 20,000円	
	99歳 30,000円	
	100歳 50,000円	

〈施策の方向性〉

敬老の意を表し、長寿を祝福するため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
支給者数（人）	1,154	1,216	1,109	1,238	1,196	1,294

② 敬老会補助金

事業内容

各町区で開催される敬老会に対し、敬老会主催者へ補助金を交付し、地域の高齢者間の交流を図るとともに敬老意識の醸成を図ります。

〈施策の方向性〉

敬老会は、地域の高齢者が集まる機会の一つであり、地域づくりの一環となっているため、今後も継続して実施します。

項目	実績			見込み		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
補助対象者数（人）	7,164	7,567	7,708	8,243	8,606	8,969

③ 長寿高齢者訪問

事業内容

毎年 9 月の敬老の日を中心に、市より対象者を訪問し、記念品を贈呈することで敬老の意を表します。

市内高齢者の年齢上位 10 名を対象としています。

〈施策の方向性〉

敬老の意を表するため、今後も継続して実施します。

1. 生活支援体制の推進

① 生活支援コーディネーターの配置

[新規]

事業内容

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす生活支援コーディネーターを配置します。平成30年4月から、生活支援コーディネーターを配置します。

〈施策の方向性〉

生活支援コーディネーターの役割として、次のような業務を実施します。

- ・ 地域のニーズと資源の状況の見える化
- ・ 地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ
- ・ 関係者のネットワーク化
- ・ 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
- ・ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発 等

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活支援コーディネーター (人)	—	—	—	5	5	5

② 協議体の設置

[新規]

事業内容

各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークを協議体として位置づけ、設置します。

〈施策の方向性〉

協議体を設置し次の業務を所掌します。

- ・ 地域資源と地域ニーズの把握及び問題提起に関すること
- ・ 生活支援サービス等の企画や立案、方針等に関すること
- ・ サービス提供や支援の担い手の養成に関すること
- ・ 関係者の情報共有やネットワークの構築に関すること
- ・ 生活支援コーディネーターの配置等に関すること
- ・ その他生活支援体制の充実、強化に関すること 等

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
協議体の開催（回）	—	—	—	2	4	4

2. 在宅医療・介護連携の推進

① 在宅医療介護連携推進事業

[追加]

事業内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。(鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業)

3. 認知症施策の推進

① 認知症サポーター養成講座

事業内容

認知症サポーター（認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を支援するボランティア）を養成するための講座を市内各地で開催し、高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを目指します。

〈現 状〉

平成21年度から認知症サポーターを養成するための講座を市内各地で開催しています。平成26年度からは小学校・中学校でも講座を開催しキッズサポーターの養成に取り組んでいます。

〈施策の方向性〉

認知症になっても高齢者が地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症高齢者は増加することが予想されるため、今後も推進します。

また、認知症の理解促進などに関しては、関係機関と連携して施策の推進を図ります。

項 目	実 績			指 標		
	H27年度	H28年度	H29年度 (見込み)	H30年度	H31年度	H32年度
開催数（回）	24	14	20	30	30	30
参加者数（人）	1,134	650	900	1,350	1,350	1,350

② 認知症地域支援推進員の配置

[新規]

事業内容

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する地域の支援機関の間の連携を図るため、認知症地域支援推進員を配置します。

〈施策の方向性〉

認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

項 目	実 績			指 標		
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
認知症地域支援推進員（人）	—	—	—	5	5	5

③ 認知症初期集中支援チーム事業

[新規]

事業内容

医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

④ 認知症カフェ事業

[新規]

事業内容

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場（認知症カフェ）を提供する団体等を支援し、認知症の人やその家族が住み慣れた地域で暮らせる地域づくりを目指します。

〈施策の方向性〉

認知症になっても、地域で生活できるよう支援するための取組であり、認知症患者は増加することが予想されるため、今後も推進します。

また、認知症の人やその家族の支援、認知症への理解促進に関しては、関係機関と連携して施策の推進を図ります。

⑤ 家族介護者交流会事業

[追加]

事業内容

家族介護者の交流と介護技術を高めることにより、介護負担の軽減を図り、高齢者の権利が守られるように支援します。（鳥栖地区広域市町村圏組合実施事業）

⑥ 認知症相談室事業

[追加]

事業内容

ものわすれや認知症に関する相談窓口として、「ものわすれ・よかよか相談室」を設

置し、本人や家族または支援者からの悩みに対する相談や助言を行います。(鳥栖地区
広域市町村圏組合実施事業)

第5章

計画の推進体制

1. 計画の推進体制及び各種関係機関との連携

(1) 計画の推進体制

健康福祉みらい部を中心に各部局連携のもと、施策（事業）ごとの目標への達成状況を点検・分析し、計画に沿ったものになっているかどうか確認を行いながら、計画の適切な進捗管理を行います。

また、計画の周知を積極的に進めるとともに、計画に記載している事業などの推進のあり方について、必要に応じて検討を行います。

(2) 各種関係機関との連携

①地域包括支援センター及びサービス提供事業者などとの連携

介護保険や高齢者福祉に関するサービスの提供を行うサービス提供事業者との連携は、地域包括ケアシステムの構築や高齢者の自立支援など、本計画の推進において欠かせないものです。また、高齢者支援の全体調整は、地域包括支援センターが担っているため、同センターとの連携もまた重要です。

このため、地域包括支援センター及びサービス提供事業者間の連携や地域ケア会議をさらに充実させます。

②医療機関などとの連携

地域包括ケアシステムの構築、介護予防、健康づくりなどにおいて、医療機関との連携や協力体制の構築は欠かせないものです。今後も連携をさらに深め、適切な保健・医療・福祉体制の充実を図ります。

③行政内部での関係部門との連携体制

高齢者が、住み慣れた地域で安心した生活を継続して送るためには、保健・医療・福祉分野間はもちろん、これらの分野以外の部署との連携が必要です。生涯学習やスポーツをはじめ、住宅・市民協働など幅広く庁内関係部署との連携体制を強化し、高齢者に関わる施策の円滑な実施に努め、効率的で柔軟な地域づくりを支援します。

④地域の関係団体との連携強化

高齢者が地域社会で自立した生活を送るには、家族や高齢者福祉などのサービス提供事業者だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員連絡協議会、社会福祉協議会、まちづくり推進協議会、老人クラブ、婦人会、各種ボランティアグループ、NPO団体などとの密接な連携を形成することが必要です。

これらの組織・団体がより自主的・自発的に活動できるよう、組織づくりや活動を支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めることで、その連携・協力体制をより一層強化します。

⑤広域圏組織との連携

鳥栖地区広域市町村圏組合や県と十分に協力、連携をとり、高齢者への充実したサービス提供と支援を行います。

i 相談窓口などの充実

介護保険制度における制度運営上の各種相談などについては、本市の窓口で対応できるように介護保険の総合相談窓口を設置しています。ここで処理しきれない問題、認定などについては県の介護保険審査会が、サービスについては国民健康保険団体連合会が受け付ける仕組みとなっています。

また、介護保険サービスや福祉サービスに関する相談や質問は、その内容が多様化しており、これをワンストップで相談できる窓口のニーズは年々高まっているため、地域包括支援センターと連携し、サービスの相談に対応します。

今後は、介護保険サービスや福祉サービスだけではなく、生活全般にわたるサポート体制の確立が求められており、社会福祉協議会、司法書士会、社会福祉士会、ボランティア団体などの連携により、多様化するニーズへの対応を図ります。

ii 広報の充実

今回の介護保険制度改正について正しい理解と適正な利用を進めていくため、住民に対して十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

- 市報やホームページにより、介護保険に関する情報の提供を行います。
- 介護保険に関するパンフレットを全世帯に配布します。
- 地域包括支援センターやサービス事業者を通じて広報を行います。
- 介護保険制度に関する出前講座を通じて広報を行います。

iii 介護予防・日常生活支援総合事業

平成 29 年 4 月 1 日から、介護予防・日常生活支援総合事業（市町村事業）を開始しました。

本市では、鳥栖地区広域市町村圏組合をはじめ関係機関と連携しながら、事業の充実、推進を図ります。